

昭島市子ども・若者未来対策推進計画 (令和5年度～令和9年度)

素案

令和4年12月
昭島市

目 次

第1章 計画策定の前提	3
1 計画策定の趣旨	3
2 社会の動向	3
(1) 社会的背景	3
(2) これまでの昭島市の取組	4
3 計画の性格と位置づけ	6
(1) 計画の期間	6
(2) 計画の対象	6
第2章 昭島市の現状と課題	7
1 昭島市の動向	7
(1) 子ども・若者の人口と世帯の現状	7
(2) 世帯の状況と推移	8
2 アンケート調査結果・現況データ	9
(1) 子ども・若者の意識・実態	9
1) 生活習慣	9
2) インターネットの使用	10
3) 新型コロナウイルス感染症拡大前との変化	11
4) 精神状態の変化	12
5) 自己肯定感	13
6) 将来への期待	16
7) 子ども・若者の体験、交流活動	17
8) 子ども・若者の参画	17
9) 若者の就労など現在の状況	18
(2) 困難を抱えた子ども・若者の支援	20
1) ニート、ひきこもり	20
2) 非行	21
3) 虐待・不登校・いじめなど	22
4) 子どもの貧困	24
5) 相談の状況と相談先	32
(3) 子ども・若者の成長を支える環境づくり	35
1) 子ども・若者の居場所	35
2) 希望する支援	38
3 子ども・若者を取り巻く昭島市の課題	39
(1) 子ども・若者の希望ある社会的自立に向けた健やかな成長	39
(2) 子ども・若者やその家庭を含めた支援	40

(3) 子ども・若者の成長を見守り支える環境づくり	41
第3章 基本理念・施策の方針・計画の体系	42
1 基本理念	42
2 施策の方針	42
3 計画の体系	43
第4章 施策の展開	44
基本方針1 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	44
1-1 多様な体験・交流活動の推進	44
1-2 情報・消費環境などへの対応力の向上	46
1-3 非行防止活動などの推進	47
1-4 社会参加、参画機会の充実	48
1-5 やりがいを持って働く力の育成	49
1-6 国際理解・情報教育の推進	50
基本方針2 子ども・若者やその家族の支援	51
2-1 適切な支援につなぐ相談機能の強化	51
2-2 教育と生活の支援	53
2-3 児童虐待やいじめの防止とひきこもりや不登校への対応	54
2-4 障害や外国籍など、配慮を必要とする子ども・若者への支援	56
2-5 親育ちの応援と悩みや困難を抱える家庭への支援	58
2-6 ひとり親家庭への支援	59
基本方針3 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備と担い手の支援	61
3-1 居場所づくりと地域連携の推進	61
3-2 地域社会における関係機関の連携強化	62
3-3 安全・安心な環境の整備	63
3-4 地域における多様な担い手の育成と支援	64
基本方針4 子どもの貧困対策	65
4-1 教育の支援	66
4-2 生活の支援	67
4-3 保護者に対する就労支援	68
4-4 経済的支援	69
第5章 計画の推進体制	70
1 切れ目のない支援体制の構築	70
2 多分野にわたる施策や関係機関に関する的確な情報共有	70
3 推進体制	70
4 進捗評価	70

第1章 計画策定の前提

1 計画策定の趣旨

現代の子ども・若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、情報化社会の急速な普及・発展、国際化の進展と目まぐるしく変化する中、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑で多様な問題を抱える状況となっています。また、昨今のコロナ禍もあり、子ども・若者の不安が高まっています。

子ども・若者は、社会に活力と希望を与えてくれる宝です。子ども・若者が健やかに成長し、夢や希望を持って社会的な自立^{※1}ができるよう地域全体で支援することが大切です。

このようなことから、「子ども・若者計画」と「子どもの貧困対策推進計画」が一体となった「昭島市子ども・若者未来対策推進計画」を策定し、昭島市の子ども・若者の未来を応援します。

2 社会の動向

(1) 社会的背景

子ども・若者を取り巻く環境は、少子高齢化、グローバル化、情報化社会の進展、就業構造の急速な変化、地球温暖化、価値観の多様化、最近の国際情勢の緊迫化など、先行きの見えにくい社会情勢は少なからず、子ども・若者とその家庭に影響を与えています。

また、子ども・若者が抱える困難は、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなど多岐に渡り、それらが絡み合い、複雑なものとなっています。

国は、平成 22 (2010) 年 4 月に、教育、福祉、雇用等の幅広い関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進と、困難を抱える若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、同年 7 月には同法に基づき「子ども・若者ビジョン」を策定しました。その後、「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、平成 28 (2016) 年と令和 3 (2021) 年に「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されています。大綱では、雇用など特定の施策分野においては 40 歳未満までを対象とし、すべての子ども・若者の成長・自立を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服できるよう支援することとしています。

一方、「令和元 (2019) 年国民生活基礎調査」によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす 18 歳未満の割合「子どもの相対的貧困率^{※2}」は、平成 30 (2018) 年の時点で 13.5% でした。前回、平成 27 (2015) 年の 13.9% から大きな改善は見られず、依然として子どもの 7 人に 1 人が貧困状態であると推定されます。子どもの貧困対策としては、平成 25 (2013) 年

※1 社会的な自立

社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになること。

※2 子どもの相対的貧困率

国民 1 人あたりの可処分所得（収入から税金、社会保険料を引いたもの）を高い順に並べ、その中央値の半分（貧困線）に満たない 18 歳未満の子どもの割合。

6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、これを受け、平成26（2014）年と令和元（2019）年に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。現在から将来にわたり、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することとしています。

東京都では、令和元（2019）年12月に今後の都政運営の新たな指針として『『未来の東京』戦略ビジョン』を取りまとめ、2040年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」など20のビジョンを提示しました。このビジョンに従いすべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、令和2（2020）年4月に「東京都子供・若者計画（第2期）」が策定されました。また、平成26（2014）年3月には、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、子ども・若者育成支援推進法に基づく「東京都子供・若者支援協議会」が設置されています。

（2）これまでの昭島市の取組

①昭島市青少年問題協議会

昭和33（1958）年2月に、地方青少年問題協議会法に基づき、青少年問題に関する総合施策の樹立について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図る市長の附属機関として、「昭島市青少年問題協議会」を設置しました。

②昭島市青少年委員

昭和35（1960）年4月に青少年の余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助、関係機関と青少年団体相互の連絡をすることなどを目的に「昭島市青少年委員」を設置しました。子ども会、青少年とともにあゆむ地区委員会、スポーツ少年団体などの地域の様々な青少年活動の支援を行っています。

③青少年とともにあゆむ都市宣言

未来に限りない可能性を秘める青少年が心身ともに健全で、高い徳性を培い、豊かな情操を育み、人生に明るい夢と希望をいだいて成長することの願いを実現するとともに、青少年の輝かしい未来をひらくため、市民相互がふれあいと生活環境の浄化につとめ、豊かな人間性を育み、ふるさととして愛するまちづくりを決意するものとして、昭和57（1982）年1月に「青少年とともにあゆむ都市」を宣言しました。

④昭島市次世代育成支援行動計画

平成17（2005）年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づき、子ども一人一人の人権が尊重され、地域の中で健やかに育ち、親たちが子育てに対して喜びが持てるような社会を実現するため、「昭島市次世代育成支援行動計画」を策定しました。平成22（2010）年3月には、その実績や評価を踏まえ、平成26（2014）年度までを計画期間とした「昭島市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

⑤昭島市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 (2015) 年に施行された子ども・子育て支援新制度に基づき、質の高い幼児期の教育・乳幼児期の保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、先行計画である「昭島市次世代育成支援行動計画」と国の「新・放課後子ども総合プラン」の方針を盛り込み、平成 27 (2015) 年 3 月に「昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和 2 (2020) 年 3 月には、前計画の実施・達成状況を確認・把握した上で、子ども・子育て支援の量・質の改善・充実に向け、令和 6 (2024) 年度までを計画期間とした「第 2 期昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

3 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成 22（2010）年 4 月施行の「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 2 項^{※3}、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画（第 2 期）」に基づくとともに、「昭島市総合基本計画（令和 4 年度～令和 13 年度）」の分野別計画です。また、平成 26（2014）年 1 月施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条第 2 項^{※4}に基づき、令和元（2019）年 11 月策定の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案した昭島市の子どもの貧困対策計画と位置づけます。さらに、本計画は、昭島市における「子ども・子育て支援事業計画」、「教育振興基本計画」、「地域福祉計画」、「障害者プラン」、などの関連する計画と整合・連携を図ります。

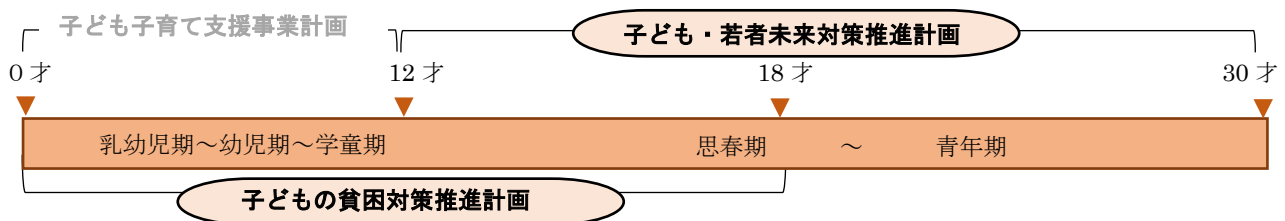
（1）計画の期間

本計画の期間は、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間とします。今後、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって施策を推進するとともに、社会・経済状況の変化や国・東京都の動向を勘案しながら、必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行うことがあります。

（2）計画の対象

本計画では、「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、0 歳から 30 歳未満まで、施策によって 40 歳未満までを対象としますが、乳幼児期から学童期（0 歳から 11 歳まで）は「第 2 期昭島市子ども・子育て支援事業計画」の対象であることから、特に思春期から青年期（12 歳（中学生）から 30 歳未満まで）の子ども・若者を主な対象とします。

また、子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、0 才から 18 才未満までの子どもとその家庭を対象にします。



なお、子ども・若者育成支援推進法に基づき、従前の「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用し、各種法令や施策の内容によっては「青少年」、「少年」などの言葉を併用します。

※3 「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 2 項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

※4 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条第 2 項

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

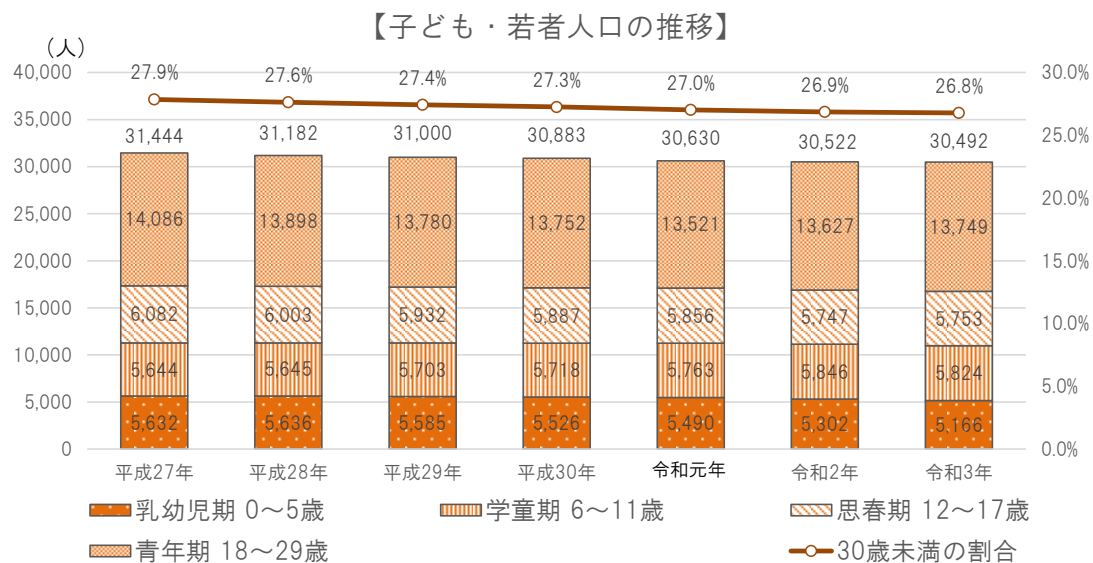
第2章 昭島市の現状と課題

1 昭島市の動向

(1) 子ども・若者の人口と世帯の現状

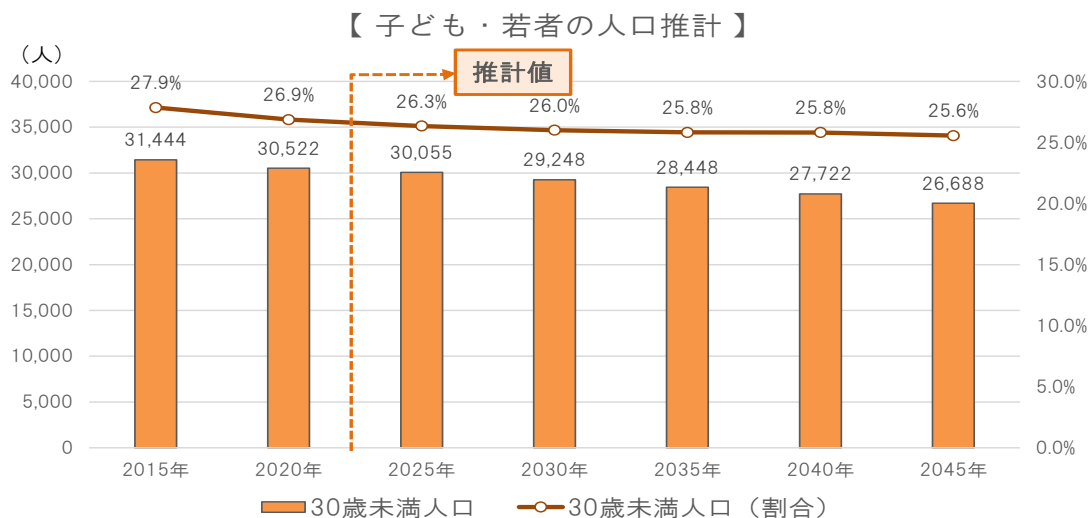
昭島市の総人口は、113,840 人（令和 3（2021）年）で、近年微増傾向にあります。そのうち、子ども・若者（30 歳未満）の人口は、30,492 人と、総人口の約 3 割を占めています。総人口に占める子ども・若者の人口の割合は、27.9%（平成 27（2015）年）から 26.8%（令和 3（2021）年）と微減傾向にあります。

特に、乳幼児期の人口は 5,632 人（平成 27（2015）年）から 5,166 人（令和 3（2021）年）と年々減少しています。



【資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）】

昭島市の子ども・若者の人口は今後も減少を続け、総人口に占める子ども・若者の割合は、25%前後で推移する見込みです。

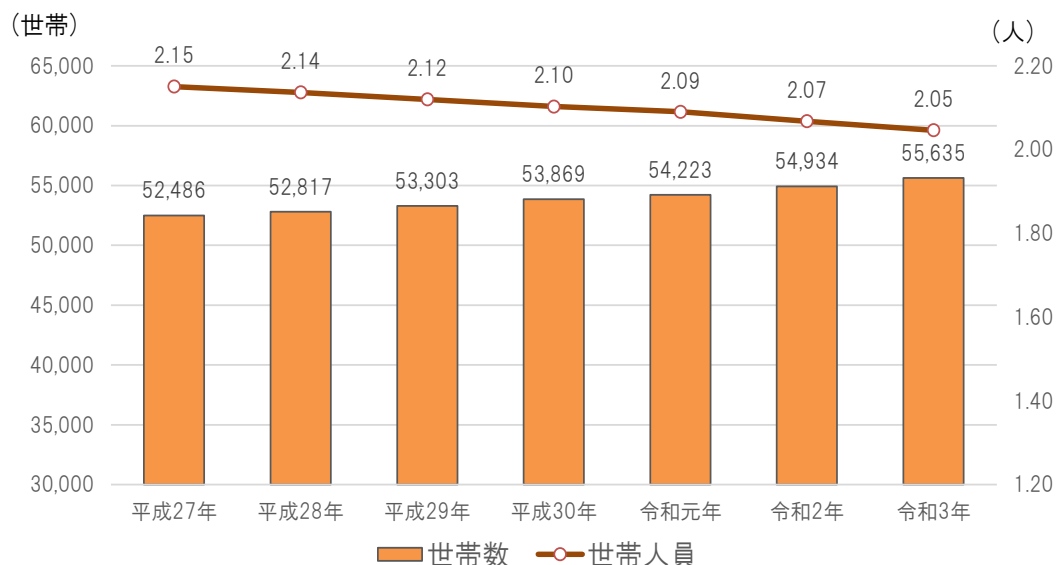


【資料：昭島市総合基本計画】

(2) 世帯の状況と推移

昭島市の世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの世帯人員は、平成27(2015)年以降、減少傾向にあります。

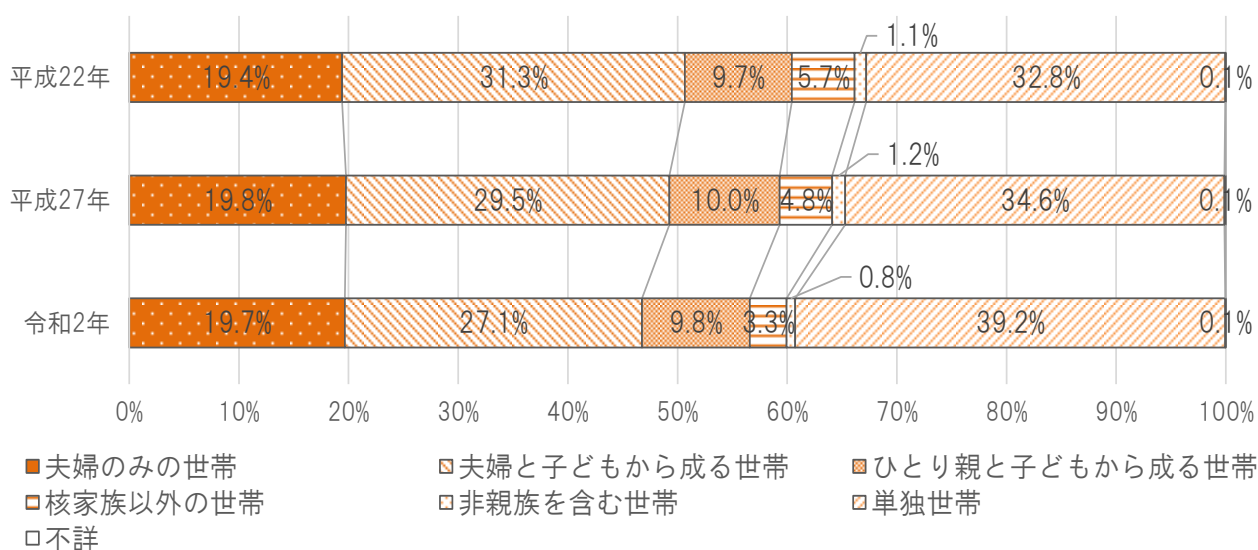
【世帯数及び世帯人員の推移】



【資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）】

昭島市の家族類型別割合を見ると、夫婦と子どもからなる世帯が平成22(2010)年に31.3%から令和2(2020)年に27.1%となり、減少傾向にあります。一方で、単独世帯は、令和2(2020)年に39.2%となり、一般世帯の中で最も多くなっています。

【世帯の家族類型別 一般世帯数の割合の推移】



【資料：国勢調査】

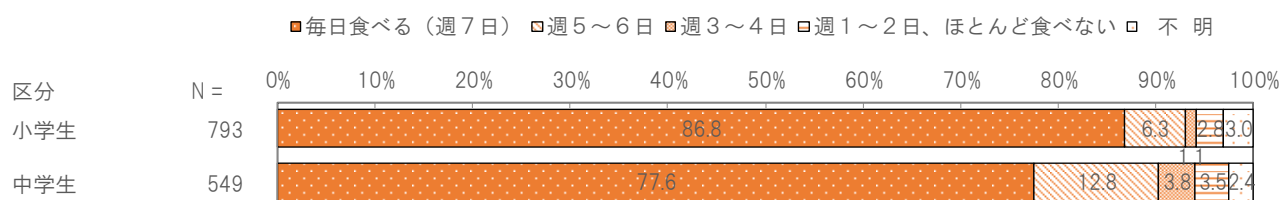
2 アンケート調査結果・現況データ

(1) 子ども・若者の意識・実態

1) 生活習慣

毎日朝食を食べている小学生は 86.8%、中学生は 77.6%となっており、小学生の方が多くなっています。

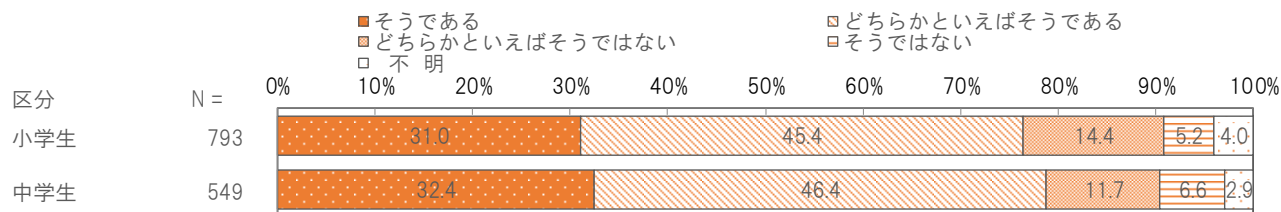
【朝食摂取】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

いつも、ほぼ同じ時間に寝ている子どもは、「そうである」小学生 31.0%、中学生 32.4%、「どちらかといえばそうである」小学生 45.4%、中学生 46.4%となっており、7割以上の子どもがほぼ同じ時間に寝ています。

【就寝時間】

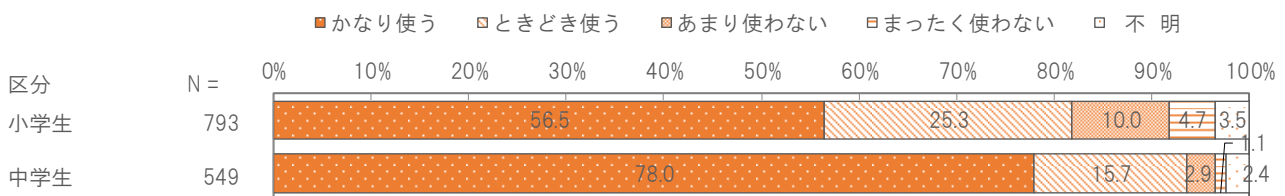


【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

2) インターネットの使用

インターネットの使用は「かなり使う」が小学生 56.5%、中学生 78.0%、若者 95.2%であり、「ときどき使う」は小学生 25.3%、中学生 15.7%、若者 3.7%となっており、年齢が上がるほど多くなっています。小学生でも8割以上がインターネットを使用しています。

【インターネット(スマートフォンを含む)の使用(小中学生)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

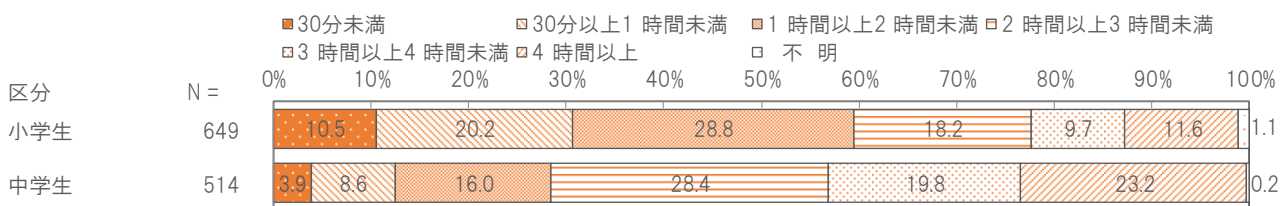
【インターネット(スマートフォンを含む)の使用(若者)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

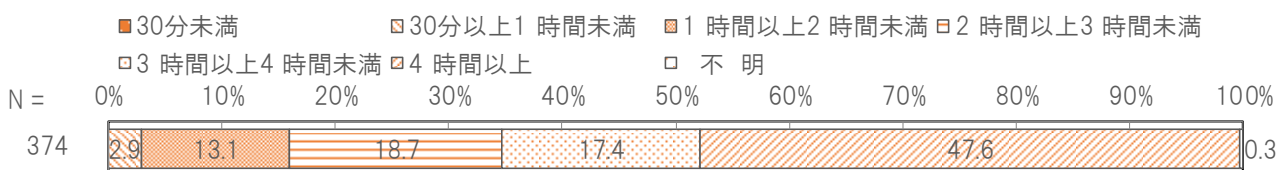
インターネットの使用時間について、小学生の平均使用時間は1時間以上2時間未満が最も高く 28.8%、中学生の平均使用時間は2時間以上3時間未満が最も高く 28.4%、若者のインターネット平均使用時間は4時間以上が最も高く 47.6%となっており、年齢が上がるほど使用時間が長くなっています。

【インターネットの使用時間(小中学生)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

【インターネットの使用時間(若者)】

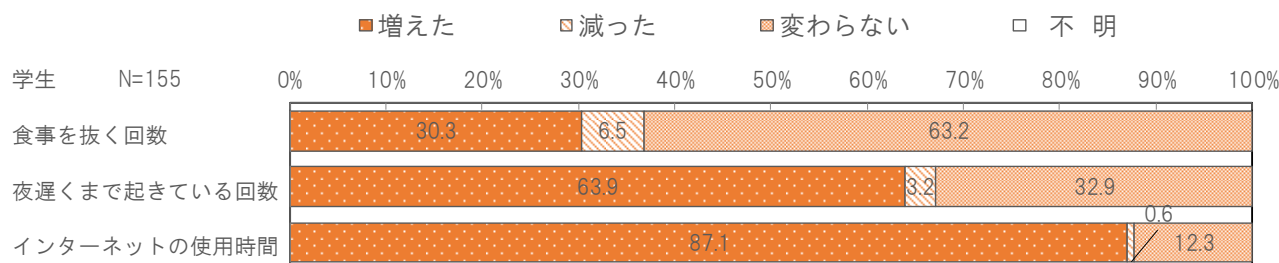


【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

3) 新型コロナウイルス感染症拡大前との変化

学生の生活状況の変化を見ると、新型コロナウイルス感染症拡大を機に、食事を抜く回数、夜ふかしする回数、インターネットの使用時間が増加しています。

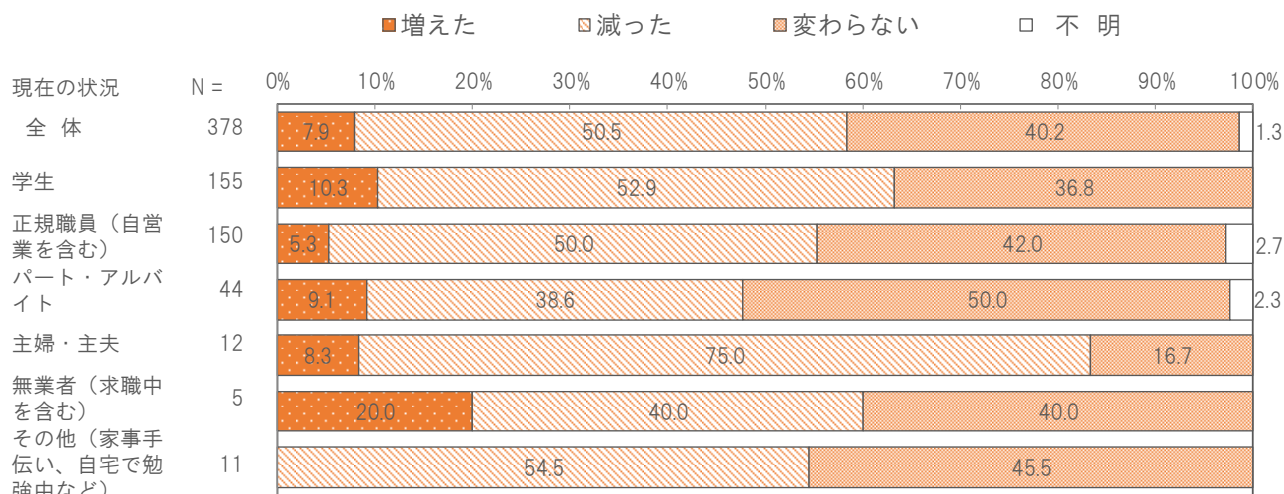
【生活状況の変化(学生 16 歳～29 歳)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して、「友人や職場の人と話す機会が減った」と感じる若者が約5割いることから、コロナ禍を境に人と人とのつながりが減っている傾向にあります。

【友人や職場の人と話す機会(若者)】

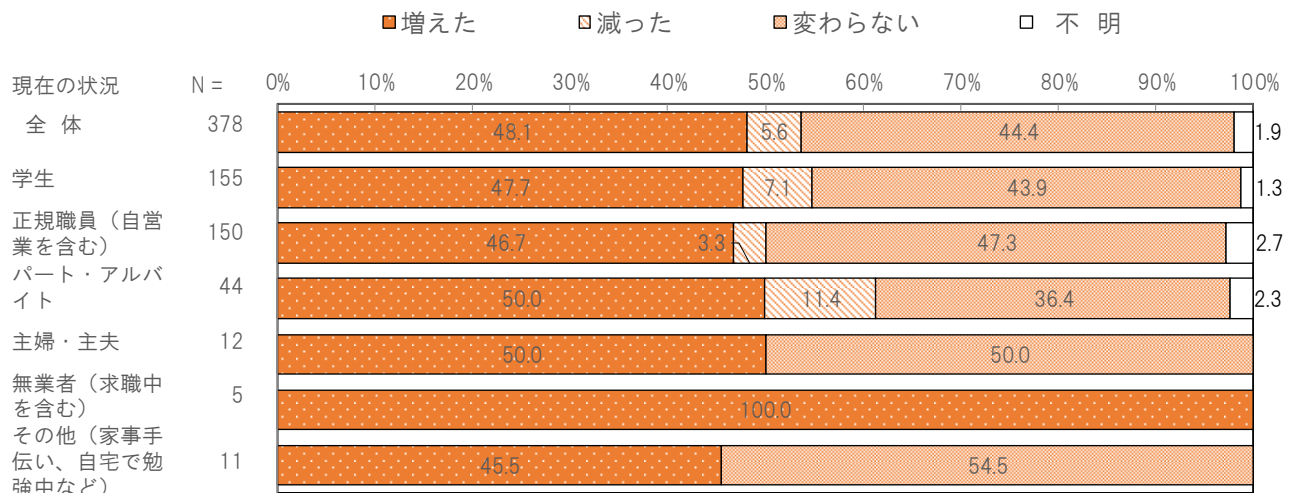


【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

4) 精神状態の変化

イライラや不安を感じたり、気分が沈むことが全体で見ると「増えた」が48.1%となっており、若者の約半数が精神状態に不調を感じています。

【若者の精神状態の変化】



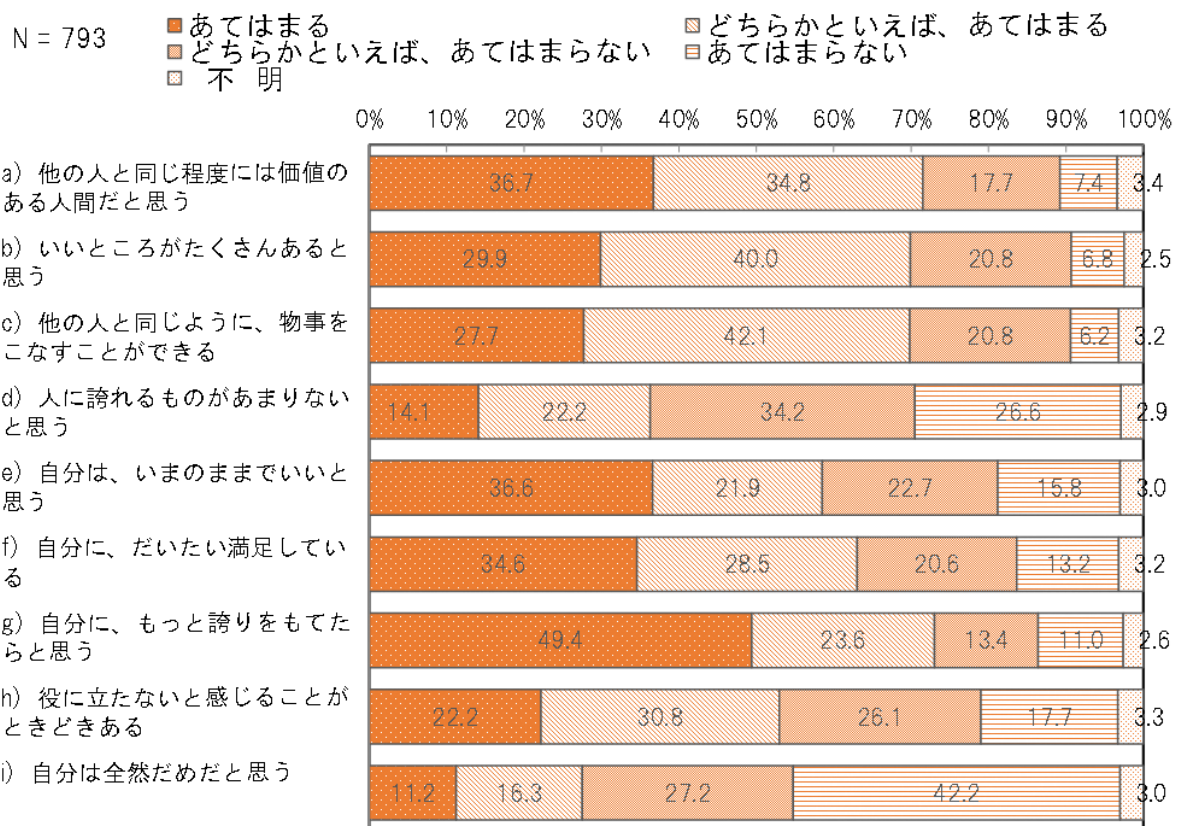
【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

5) 自己肯定感

小学生では、役に立たないと感じることがときどきあるかについて、「あてはまる」が 22.2%、「どちらかといえばあてはまる」が、30.8%となっており、約 5 割が役に立たないと、ときどき感じています。

一方で、他の人と同じ程度には価値がある人間だと思うが、「あてはまる」が 36.7%、「どちらかといえばあてはまる」が、34.8%となっており、小学生の約 7 割が自分の価値を他人と同じぐらいであると評価しています。

【自己肯定感※5(小学生)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

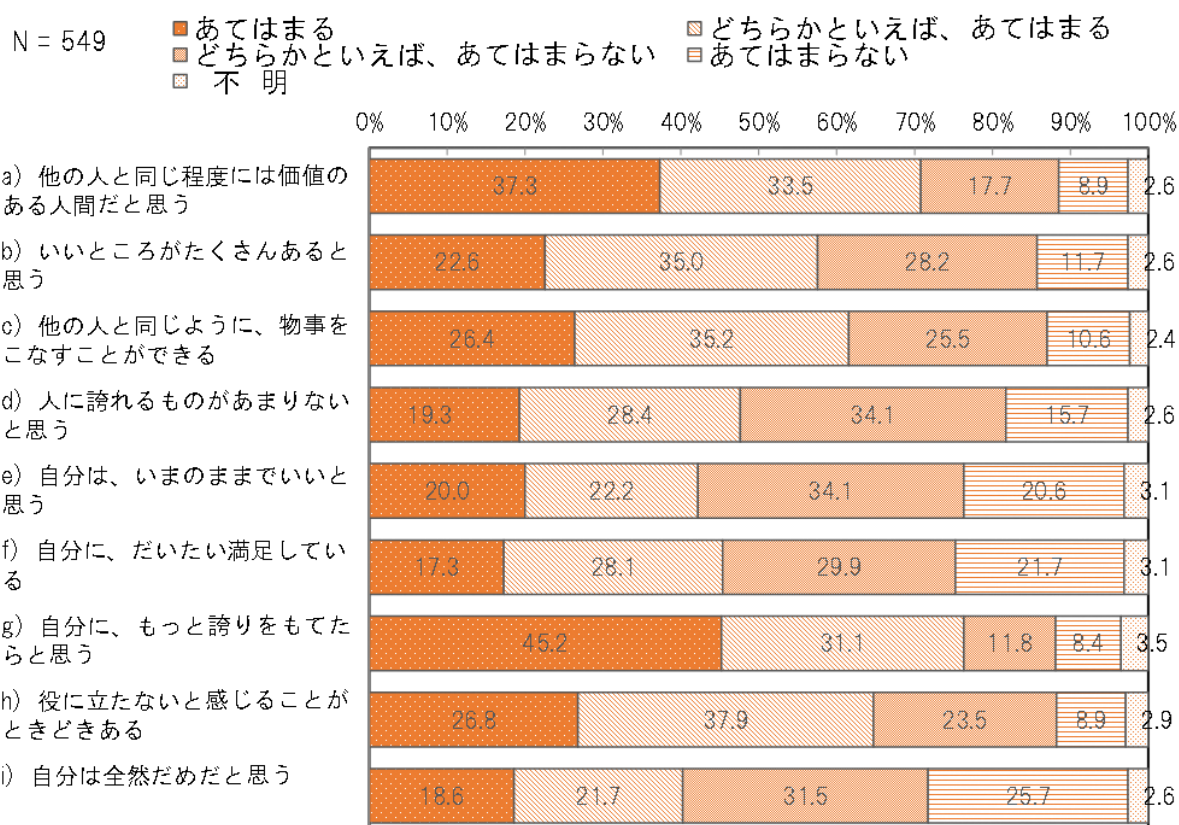
※5 自己肯定感

自分の良いところも悪いところも含めて、ありのままの自分をすべて受け入れる感情。

中学生では、役に立たないと感じることがときどきあるかについて、「あてはまる」が 26.8%、「どちらかといえばあてはまる」が、37.9%となっており、約 6 割が役に立たないと、ときどき感じています。

一方で、他の人と同じ程度には価値がある人間だと思うが、「あてはまる」が 37.3%、「どちらかといえばあてはまる」が、33.5%となっており、中学生の約 7 割が自分の価値を他人と同じぐらいであると評価しています。

【自己肯定感※6(中学生)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

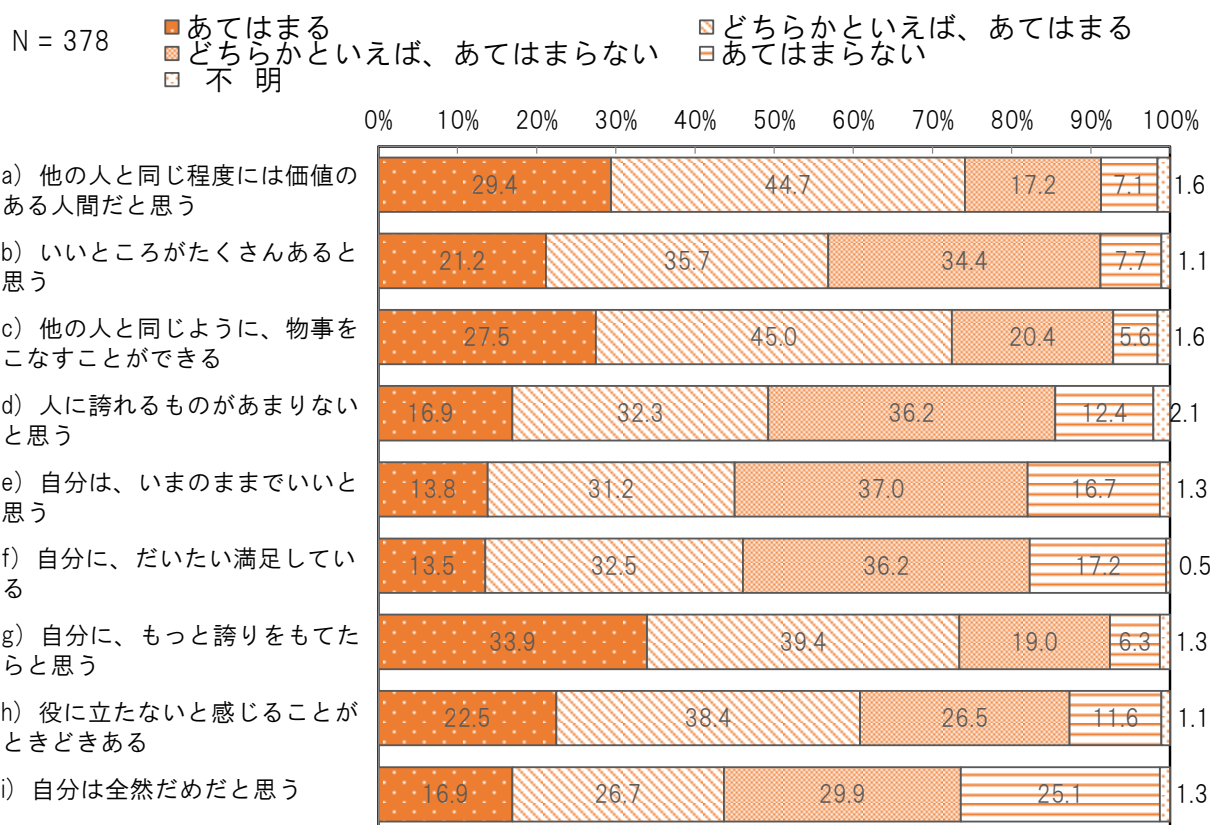
※6 自己肯定感

自分の良いところも悪いところも含めて、ありのままの自分をすべて受け入れる感情。

若者では、役に立たないと感じることがときどきあるかについて、「あてはまる」22.5%、「どちらかといえばあてはまる」38.4%となっており、若者の約6割が役に立たないときどき感じています。

一方で、他の人と同じ程度には価値がある人間だと思うが、「あてはまる」が29.4%、「どちらかといえばあてはまる」が44.7%となっており、若者の約7割が自分の価値を他人と同じであると評価しています。

【自己肯定感※7(若者)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

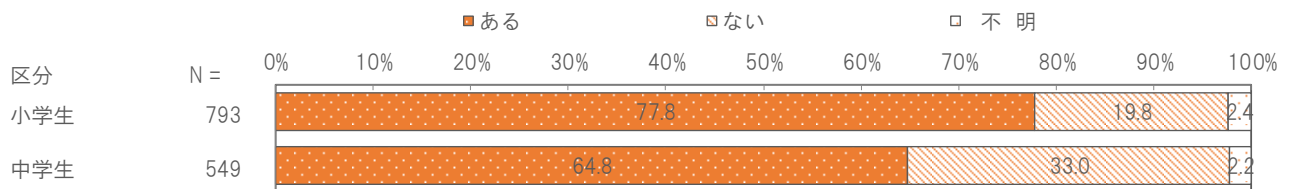
※7 自己肯定感

自分の良いところも悪いところも含めて、ありのままの自分をすべて受け入れる感情。

6) 将来への期待

子どもの将来の夢については、「ある」が小学生では77.8%、中学生では64.8%と平均すると約7割の子どもが将来の夢を持っています。

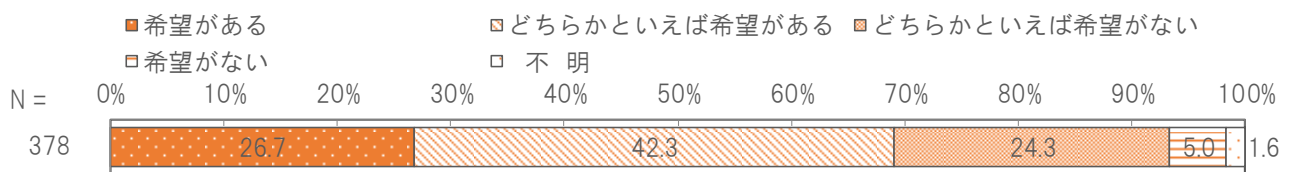
【将来の夢やつきたい職業(小中学生)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

若者の将来への明るい希望について、「希望がある」26.7%、「どちらかといえば希望がある」42.3%となっており、約7割が将来に希望を持っています。

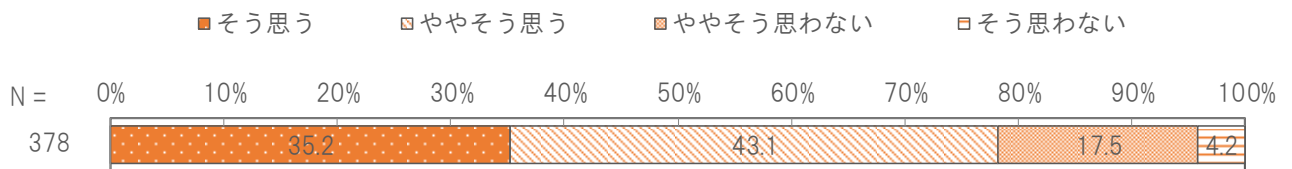
【将来への明るい希望(若者)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

社会貢献への意欲について、「そう思う」35.2%、「ややそう思う」43.1%となっており、若者の社会貢献意欲は約8割あります。

【社会貢献への意欲(若者)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

7) 子ども・若者の体験・交流活動

新型コロナウイルス感染症拡大前を見ると、リーダー講習会、小学生国内交流事業、青少年スポーツ大会の参加者は、年々減少傾向にあります。一方で青少年フェスティバルは、多くの来場者数を維持できていました。新型コロナウイルス感染症拡大の後は、多くの事業において、中止や実施方法が変更となりました。

【市が実施している主な体験・交流事業】

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
リーダー講習会	小学生参加者数	2,222	1,854	1,382	中止	169
	中学生参加者数	17	8	9	中止	中止
小学生国内交流事業	小学生参加者数	21	18	13	中止	8
青少年フェスティバル	来場者数	約 22,000	約 23,000	約 23,000	中止	中止
青少年スポーツ大会	小学生参加者数	1,622	1,330	1,188	中止	中止
中学高校生の読書フォーラム	中学高校生発表者数	10	9	中止	82	9
成人式	対象者参加数	735	802	795	593	686

【資料：子ども育成課・社会教育課・アキシマエンシス管理課】

8) 子ども・若者の参画

リーダー講習会を受講した中高生が中心となり地域で活動するリーダーズクラブの会員数は、年々減少傾向にあります。

【子ども・若者が企画・運営に参画している活動】

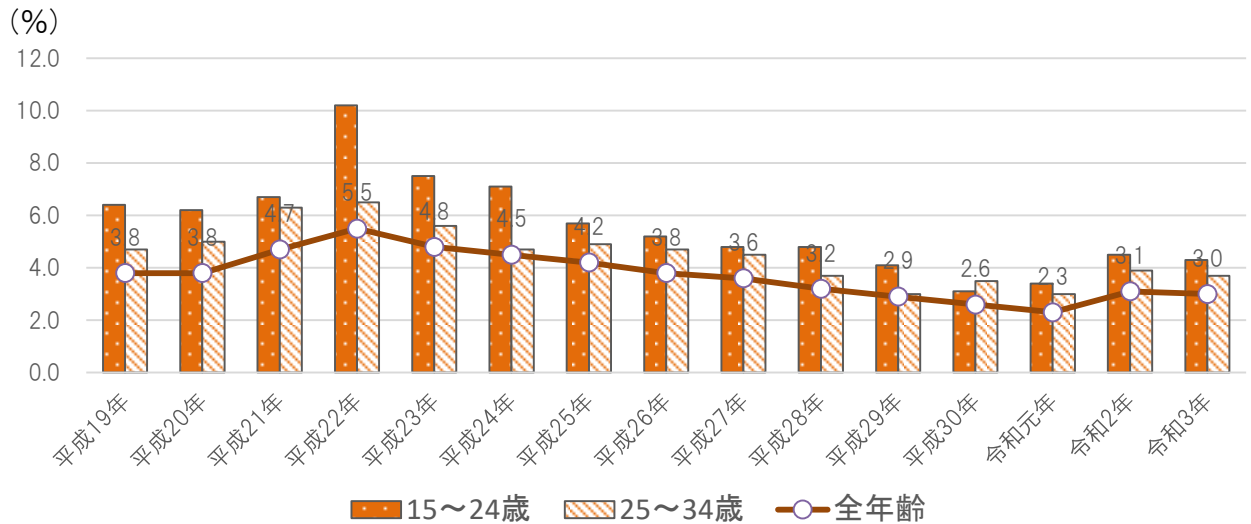
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
リーダーズクラブ	会員数	38	38	39	31	28
青少年フェスティバル実行委員会	委員数	40	28	33	中止	中止
中高生との読書フォーラム実行委員会	委員数	7	7	中止	設置なし	5
成人式実行委員会	委員数	5	5	7	8	8

【資料：子ども育成課・社会教育課・アキシマエンシス管理課】

9) 若者の就労など現在の状況

東京都の若者の失業率は、平成 20（2008）年のリーマンショック後、平成 22（2010）年を境に低下していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和 2（2020）年に増加しています。若者の失業率は、全年齢より高い状態にあります。

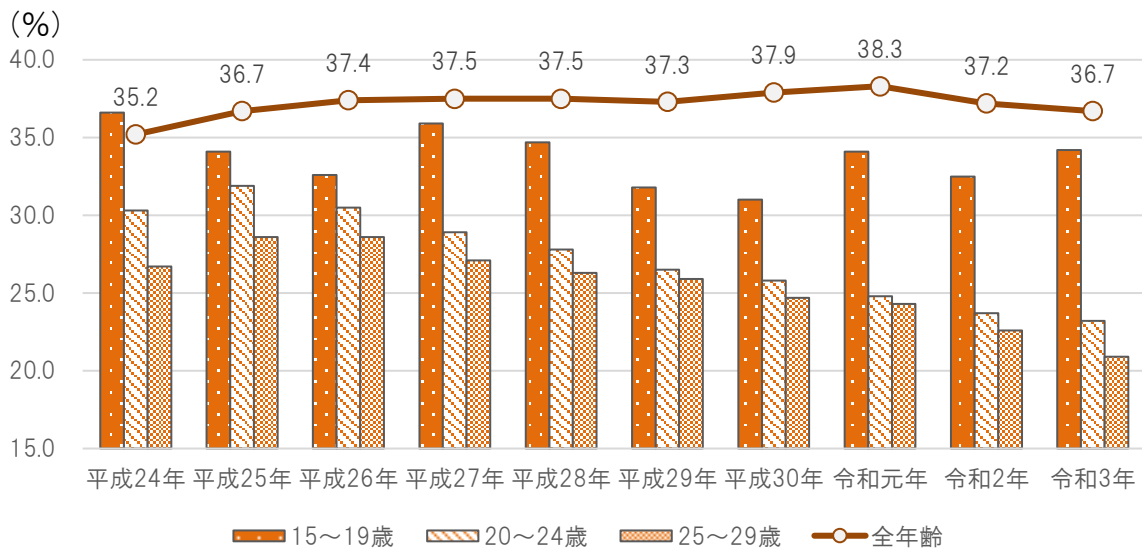
【完全失業率^{※8}の推移 年齢階層別（東京都）】



【資料：労働力調査】

また、全国の非正規雇用者の比率は、20～24 歳で平成 25（2013）年から、25～29 歳で平成 26（2014）年から低下しています。

【非正規雇用者比率（全国）】



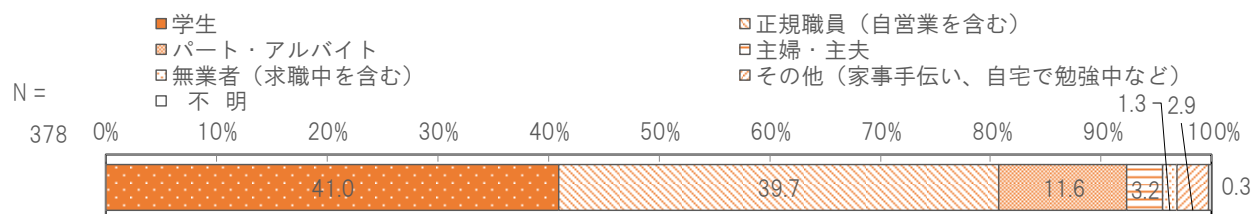
【資料：労働力調査】

※8 完全失業率

15 歳以上の働く意欲のある労働力人口のうち、無職で求職活動をしている人が占める割合。

昭島市の若者の現在の状況については、「学生」が最も多く 41.0%、次いで「正規職員（自営業を含む）」が 39.7%、「パート・アルバイト」が 11.6%となっています。

【若者の現在の状況】



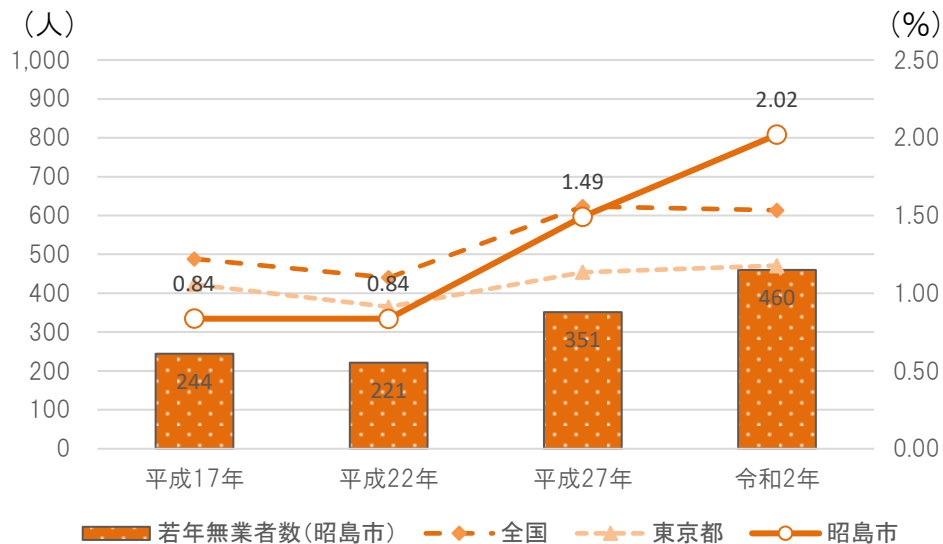
【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

(2) 困難を抱えた子ども・若者の支援

1) ニート、ひきこもり

昭島市の若年無業者^{※9}の若者は、令和2（2020）年時点で460人、総人口に占める若年無業者数の割合は2.02%で、年々増加傾向にあります。

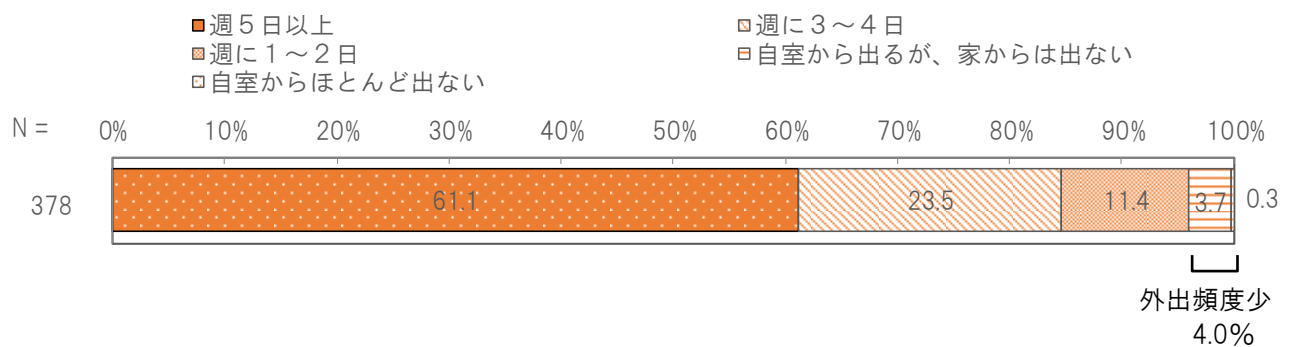
【若年無業者数、若年無業者率】



【資料：国勢調査】

また、昭島市の若者の外出頻度については、外出頻度少（「自室から出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」）が4.0%となっています。

【若者の外出頻度】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

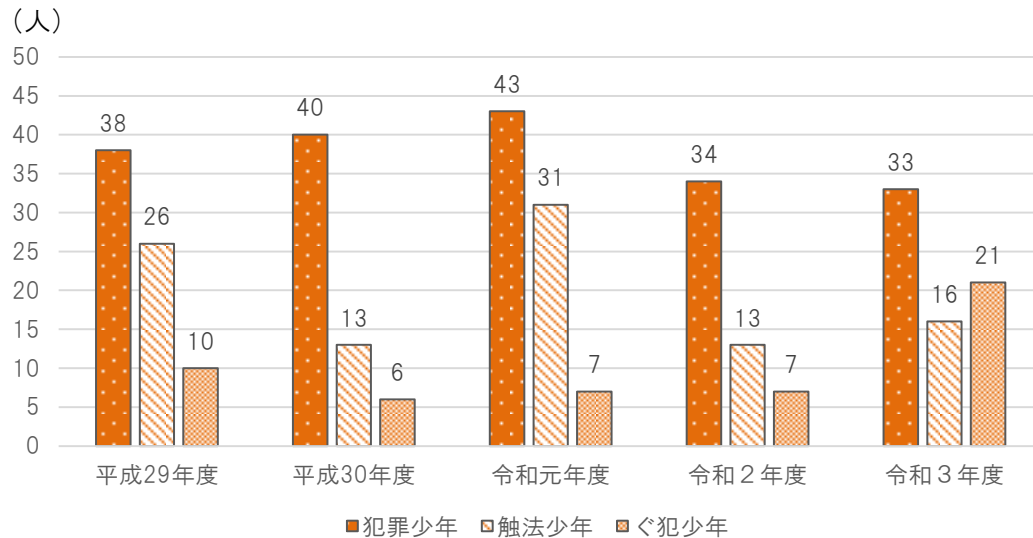
※9 若年無業者

15歳から34歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、就業を希望しているが求職活動をしていない者、又は就業を希望していない者。

2) 非行

ぐ犯少年は、令和 2（2020）年度まで 10 人以下で推移していましたが、令和 3（2021）年度は 21 人に増加しています。

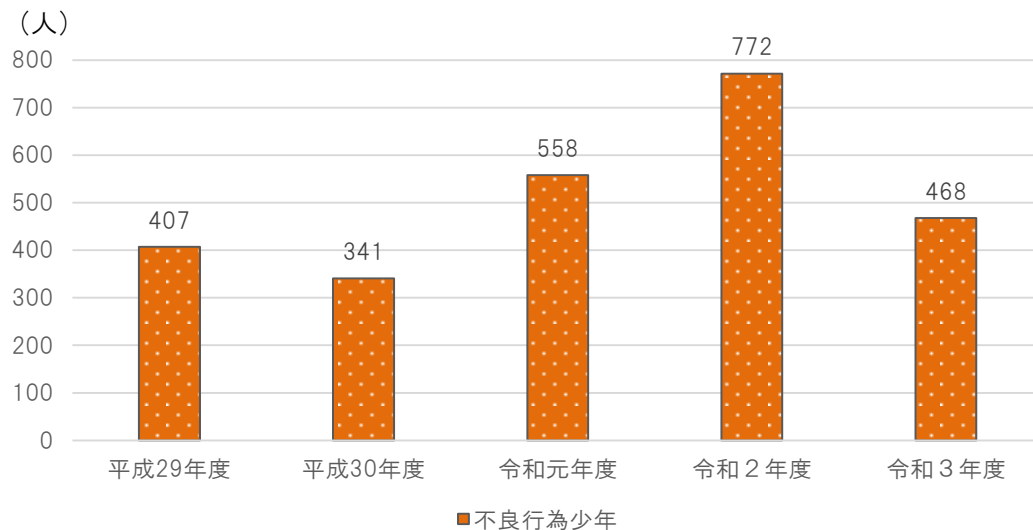
【非行少年等の検挙・補導状況】



【資料：統計あきしま】

不良行為少年の補導人数は、令和 2（2020）年度に前年比で 200 人以上増えましたが、令和 3（2021）年度に 300 人程度減少しています。

【不良行為少年の補導状況】



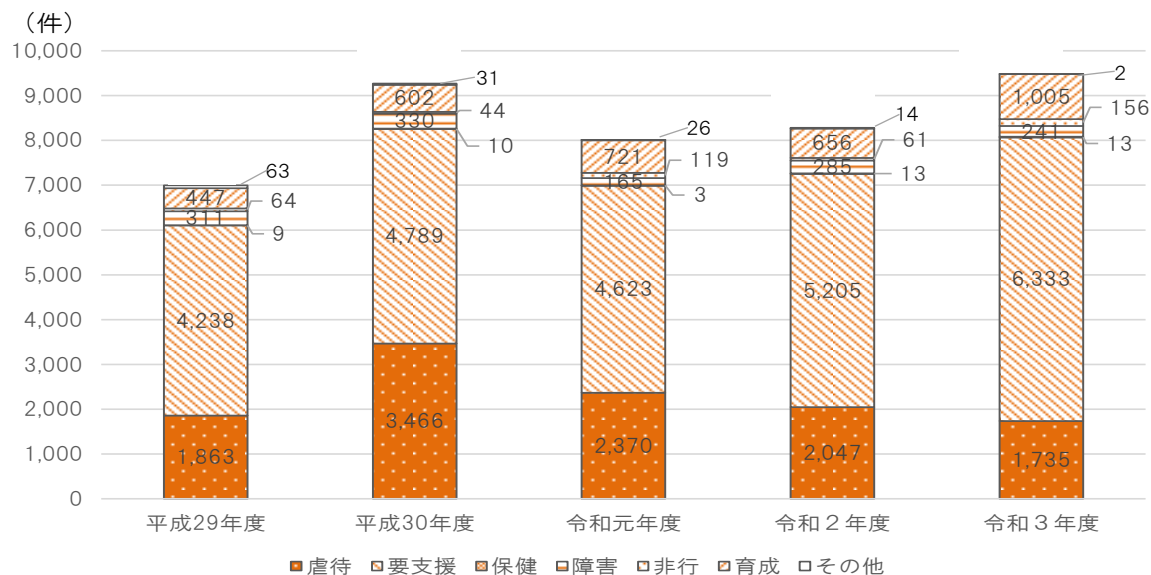
【資料：統計あきしま】

	区 分	内 容
非行少年	犯罪少年	罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者
	触法少年	刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者
	ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者（19 歳以下の者）
不良行為少年		非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした者（19 歳以下の者）

3) 虐待・不登校・いじめなど

子ども家庭支援センターでの相談状況は、要支援が最も多く、増加の傾向となっています。次いで、虐待が多くなっています。

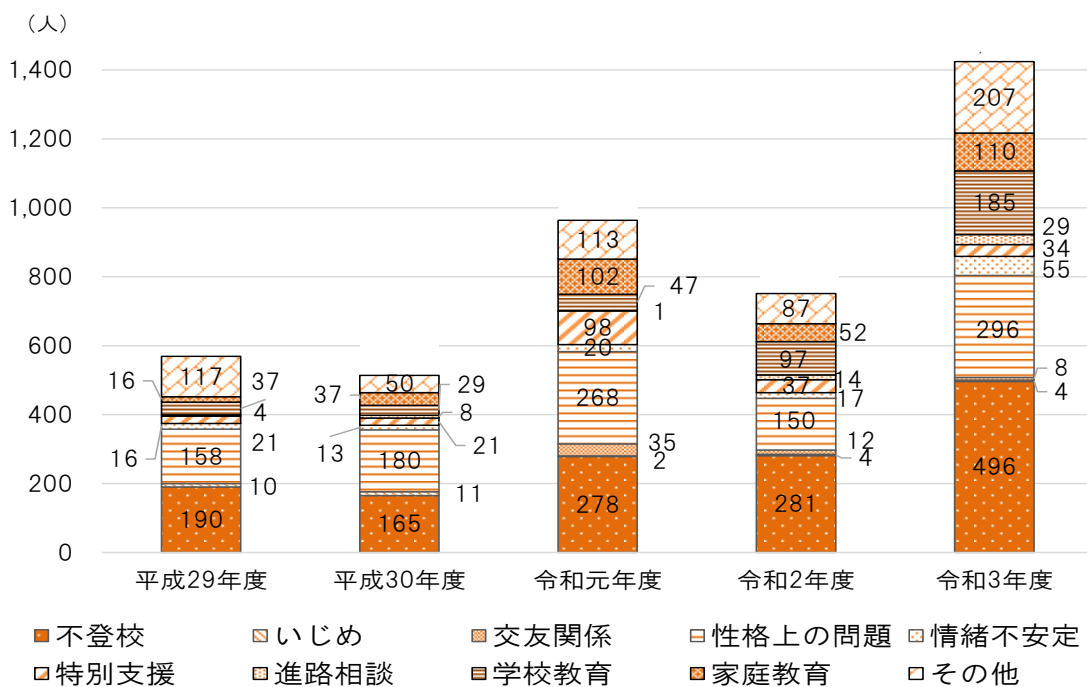
【子ども家庭支援センター相談内容】



【資料：子ども育成課】

教育相談室の相談状況では、不登校が増加しています。次いで、性格上の問題が多くなっています。また、令和3年度では相談件数が急増しています。

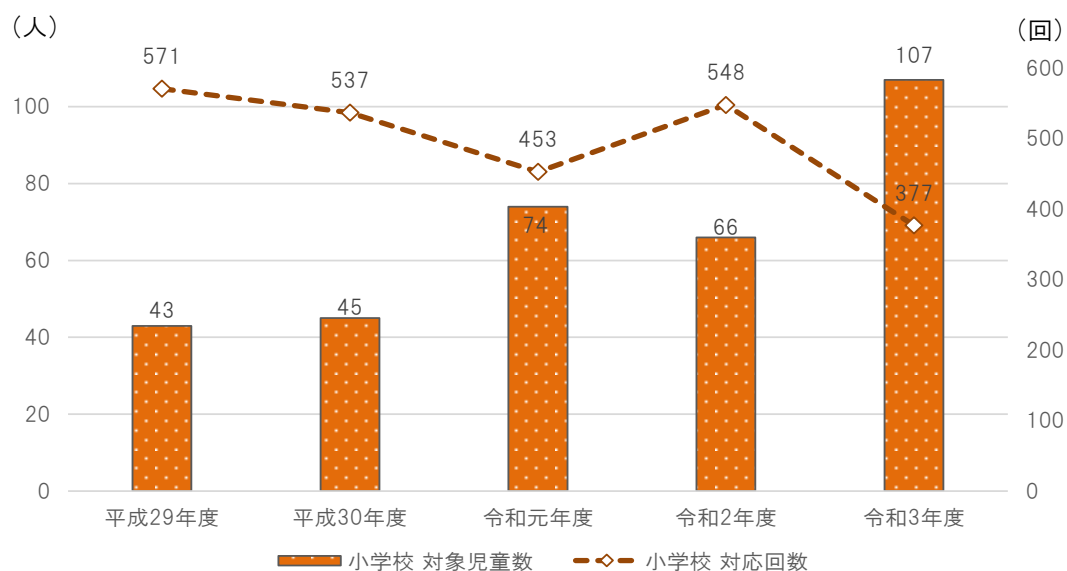
【教育相談室相談内容】



【資料：指導課】

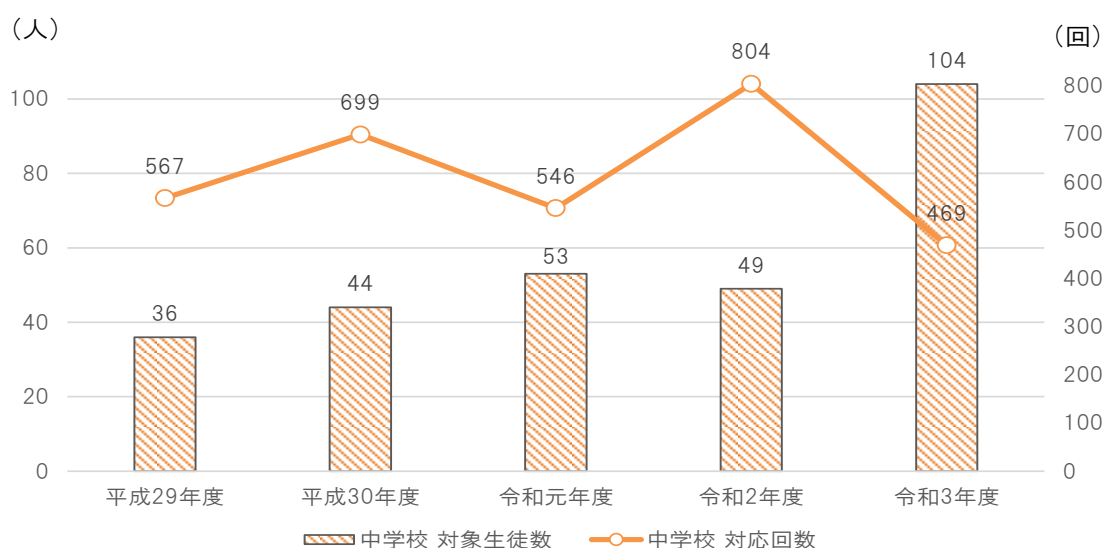
スクールカウンセラー^{※10}は、小中学校 19 校全校に配置しています。また、関係機関と連携し、様々な課題の支援を担うスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）^{※11}の支援状況は、小中学校ともに令和3（2021）年度の対象児童・生徒数が最も多くなっています。

【スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)支援状況(小学生)】



【資料：指導課】

【スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)支援状況(中学生)】



【資料：指導課】

※10 スクールカウンセラー

学校に配置され、生徒や教師の心のケアを行う人のこと。心の専門家として主に児童・生徒の心の問題を解決するために配置されている。

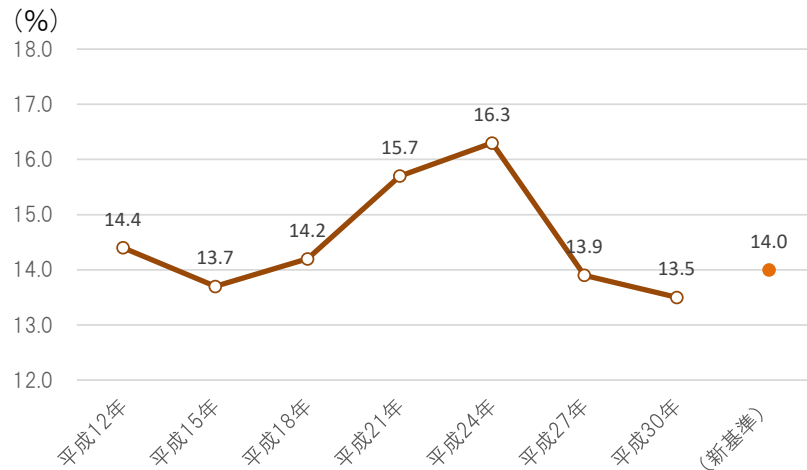
※11 スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）

いじめ、不登校、暴力行為などの生活指導の課題に学校と関係諸機関が連携して、対応するコーディネーターとして、福祉や教育の分野において専門的な知識・経験を有する者。

4) 子どもの貧困

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、日本の子どもの相対的貧困率^{※12}は、平成30(2018)年時点で13.5%でした。前回平成27(2015)年の13.9%から大きな改善は見られず、子どもの貧困問題への対応は社会的な課題となっています。

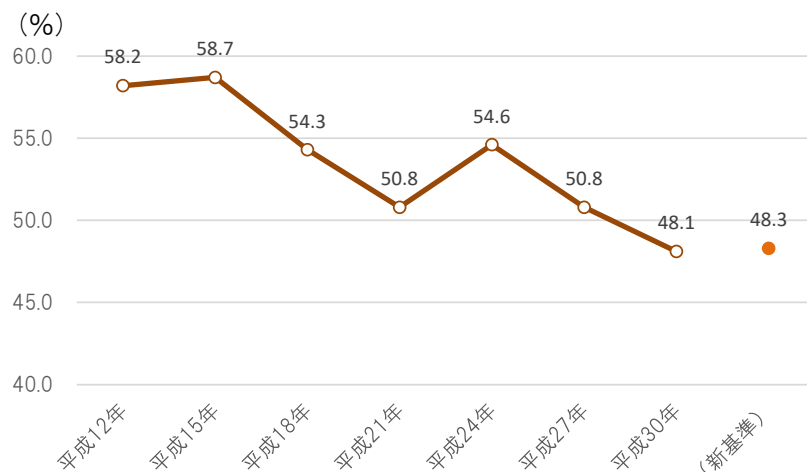
【子どもの相対的貧困率】



【資料：国民生活基礎調査】

日本のひとり親世帯の相対的貧困率は、平成24(2012)年の54.6%から、平成27(2015)年に50.8%、平成30(2018)年に48.1%となり、ひとり親世帯の約半数において相対的貧困率が高くなっています。

【ひとり親世帯の相対的貧困率】



【資料：国民生活基礎調査】

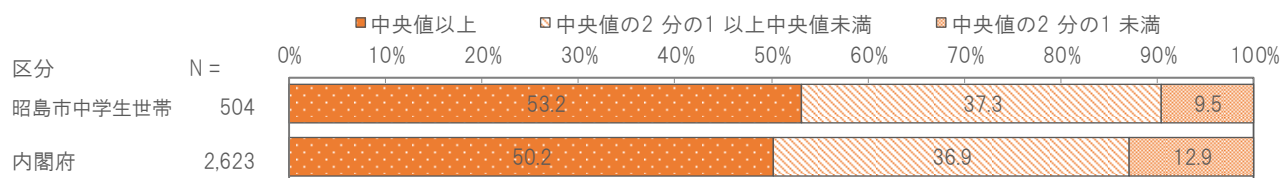
※新基準とは、貧困線の算出に新たに自動車税等及び企業年金を追加したもの。

※12 相対的貧困率

国民1人あたりの可処分所得（収入から税金、社会保険料を引いたもの）を高い順に並べ、その中央値の半分（貧困線）に満たない人の割合。

中学生世帯を対象とした「内閣府 子供の生活状況調査の分析（令和3年度）」と比較すると、昭島市の中学生世帯については、生活に困難を抱えると考えられる世帯は9.5%であり、内閣府数値の12.9%より低くなっています。

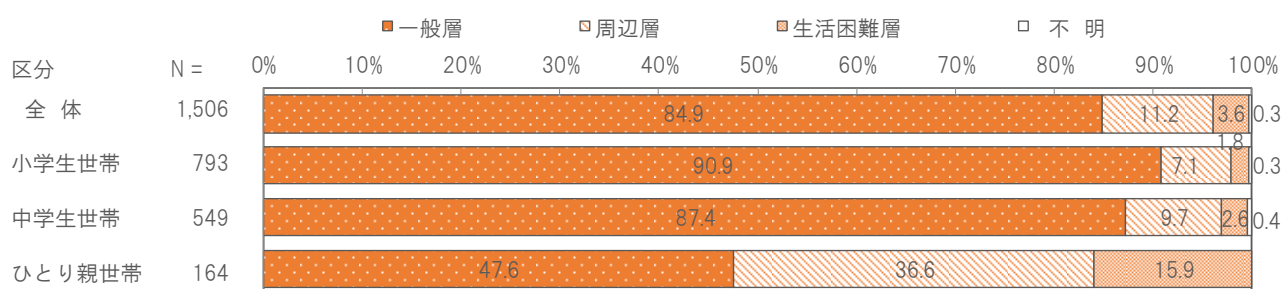
【内閣府調査との比較（等価世帯収入※13）】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

世帯収入等の経済面からの生活困難層とその周辺層の合計について、小学生世帯は8.9%、中学生世帯は12.3%、ひとり親世帯は52.5%となっています。

【世帯区分ごとの生活困難世帯】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

生活困難区分	内 容
一般層	下記以外の世帯
周辺層	① 等価可処分所得※14が厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」による2018年の貧困線「127万」未満 ② 家計の圧迫（食料、衣服、電気料金、ガス料金、水道料金が払えない状況） ①②のいずれかにあてはまる世帯
生活困難層	上記①②の両方にあてはまる世帯

※13 等価世帯収入

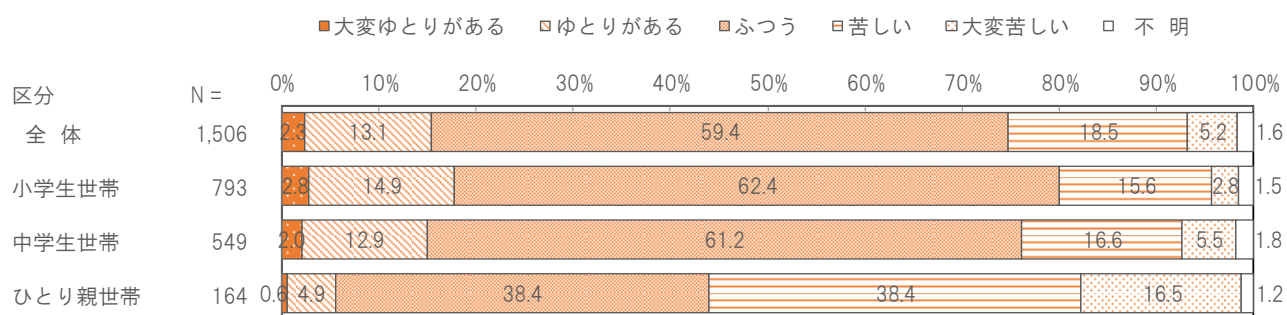
世帯の収入を世帯人数の平方根で割って1人あたりの収入として調整したもの。

※14 等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税や社会保険料等を引いたもの）を世帯人員の平方根で割って1人あたりの所得として調整したもの。

現在の暮らしをどのように感じているかについて、ひとり親世帯では「苦しい」38.4%、「大変苦しい」16.5%となっています。

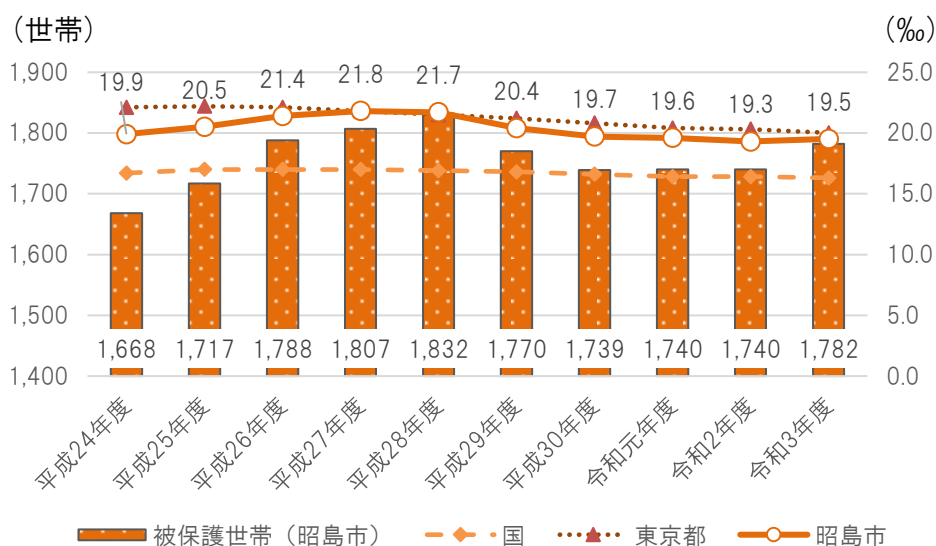
【現在の暮らしの状況】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

貧困の状況を表す参考指標として、生活保護を受けている世帯数（被保護世帯数）及び保護率を見ると、被生活保護世帯数は、平成 28（2016）年度まで増加傾向にありましたが、その後は微減し、概ね横ばいの状態が続いています。

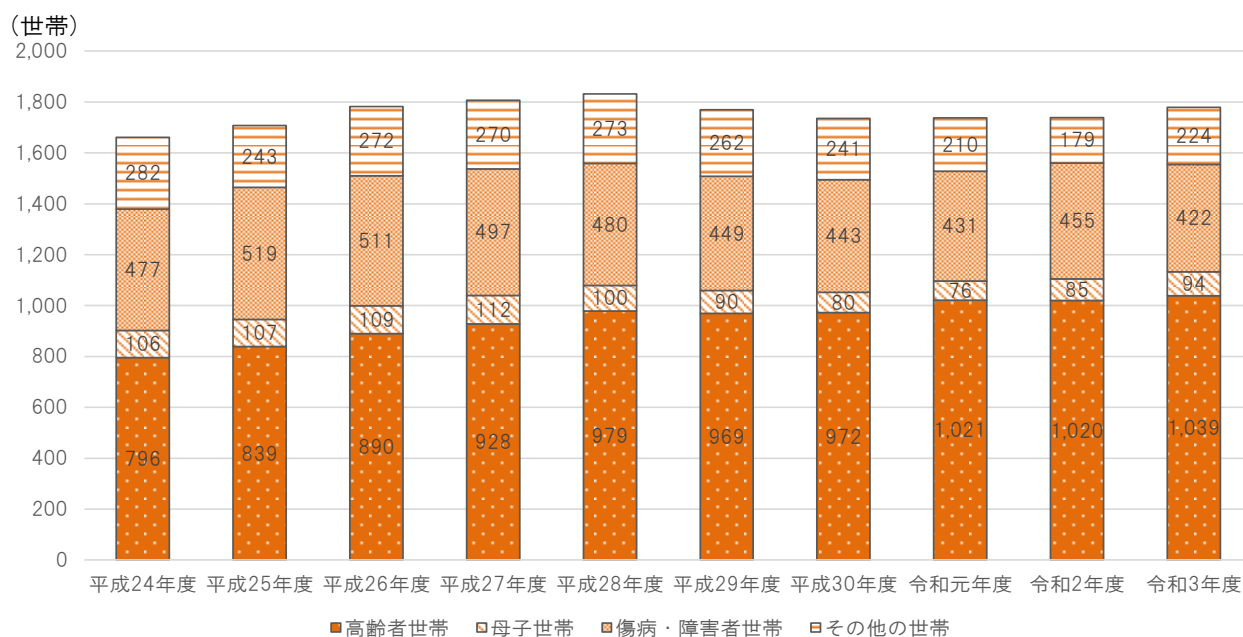
【被保護世帯数と保護率】



【資料：福祉行政統計 生活保護】

また、被保護世帯の世帯類型別で見ると、母子世帯数は平成 28 (2016) 年度から令和元 (2020) 年度までは減少傾向でしたが、令和 2（2020）年度より増加傾向となっています。

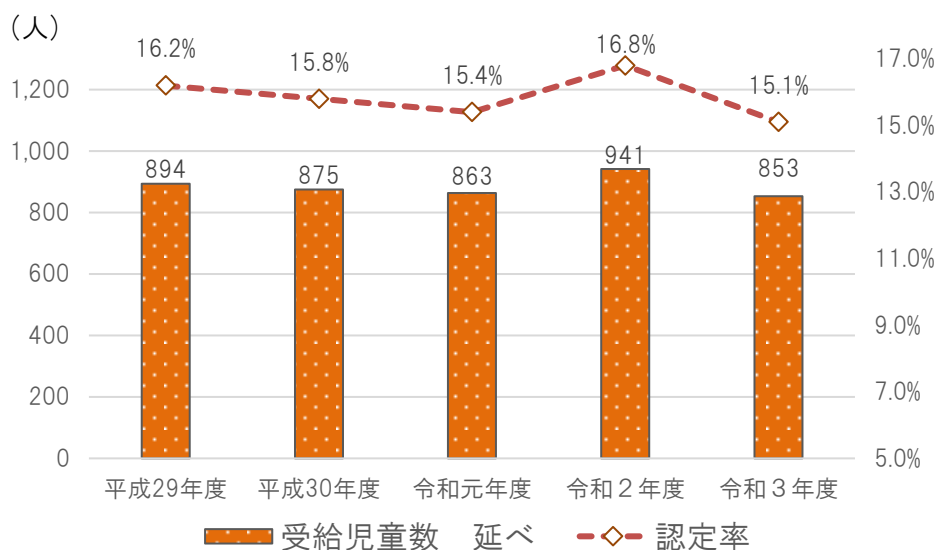
【被保護世帯の世帯類型別推移】



【資料：生活福祉課】

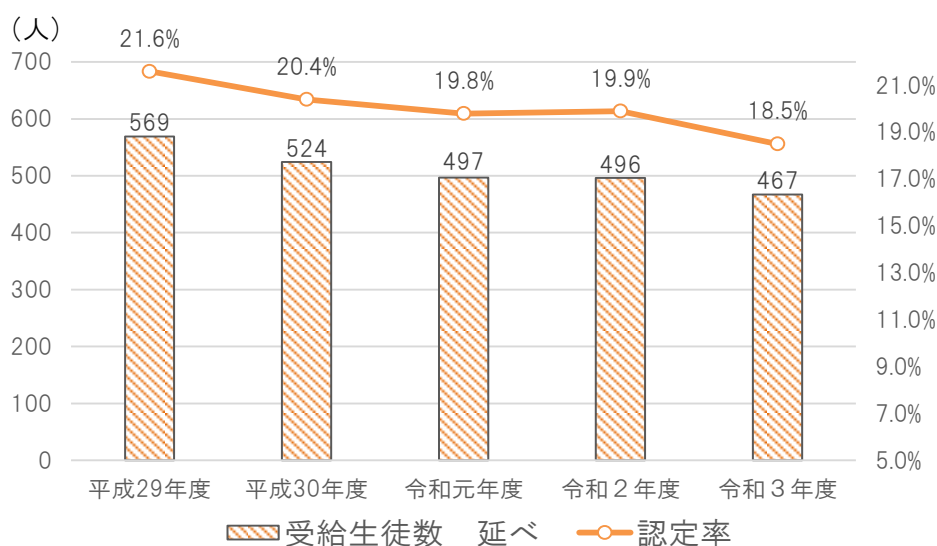
就学援助費^{※15} 受給者は、小学校では、令和元（2019）年度まで微減し、令和2（2020）年で増加となっており、中学校では、令和2（2020）年度まで微減となっています。令和3（2021）年度は、小中学校ともに約1％程度減少しています。認定率は、小学生より中学生が高くなっています。

【就学援助費受給者数 小学校】



【資料：教育総務課】

【就学援助費受給者数 中学校】



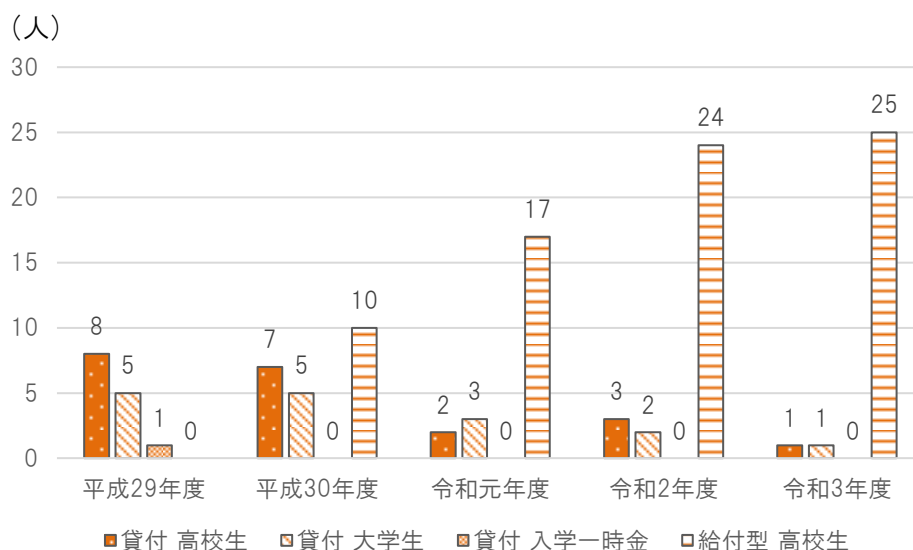
【資料：教育総務課】

※15 就学援助費

経済的な理由により児童・生徒の小中学校（義務教育）への就学が困難な家庭に対し、学校給食費や学用品費などの費用の一部を援助する制度。

奨学金利用者のうち貸付は減少傾向にあり、給付型は令和2（2020）年度に24人、令和3（2021）年度に25人で微増傾向にあります。給付型は平成30（2018）年度から令和3（2021）年度の4年間で計76人が利用しています。

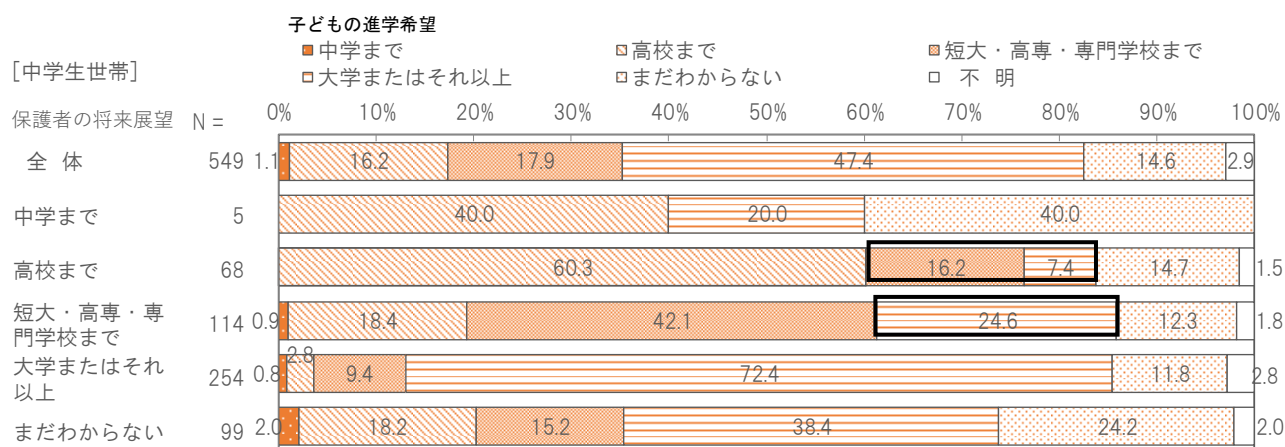
【奨学金利用者数】



【資料：教育総務課】

中学生世帯の子どもは、保護者の希望を超える進学希望を持っています。子どもの将来の進学について、保護者が高校までと考えている一方では、子どもの23.6%は短大・高専・専門学校以上へ進学を希望しており、保護者が短大・高専・専門学校までと考えている一方では、子どもの24.6%は大学又はそれ以上へ進学を希望しています。

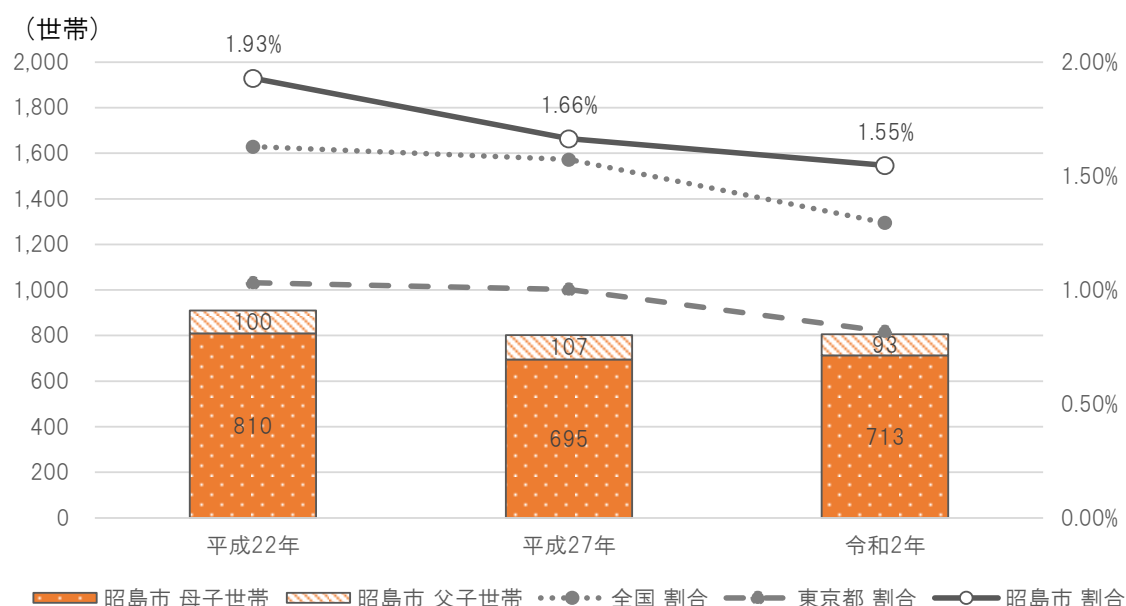
【保護者が考える子どもの将来展望ごとの子どもの進学希望（中学生世帯）】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

ひとり親家庭は、令和2（2020）年の国勢調査によると、20歳未満の子どもがいるひとり親世帯が806世帯（母子世帯713世帯、父子世帯93世帯）となっており、前回調査時より母子世帯数は増加したものの、父子世帯は減少しています。全世帯数に占める割合は、全国、東京都に比べて高くなっています。

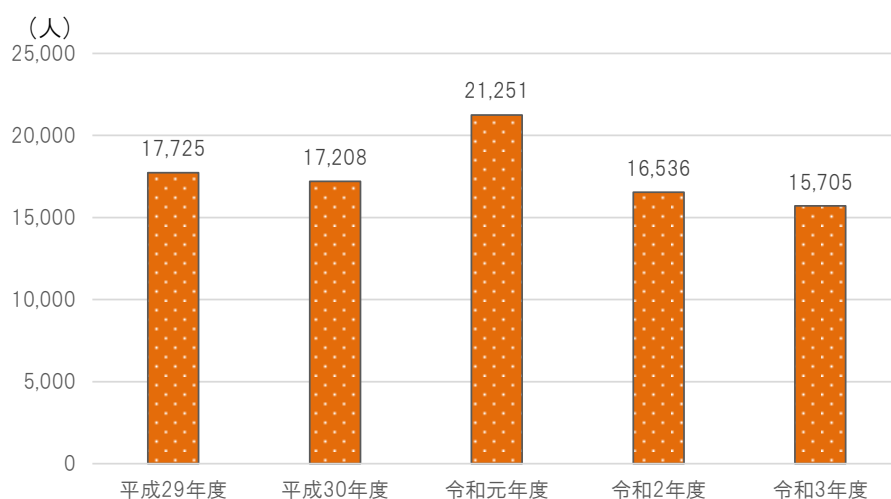
【ひとり親世帯数と全世帯数に占める割合の推移】



【資料：国勢調査】

児童扶養手当^{※16}支給児童数は、令和元（2019）年度のみ21,000人を超えています。

【児童扶養手当支給 延べ児童数】



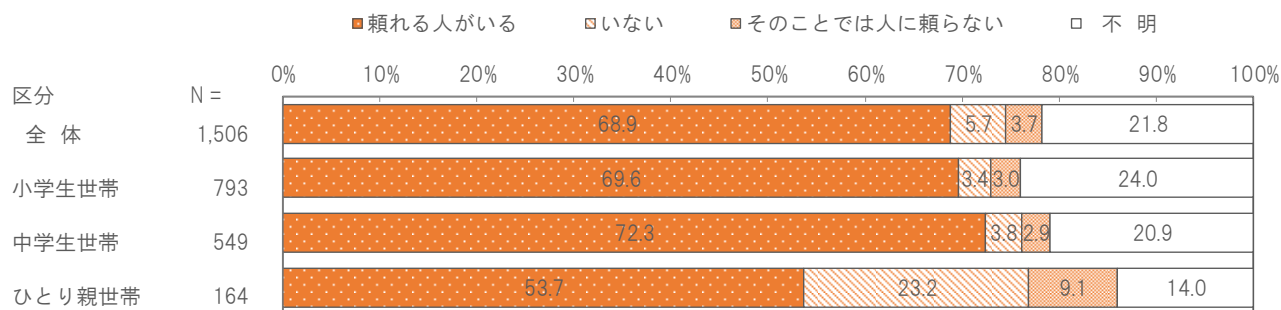
【資料：子ども子育て支援課】

※16 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、父母の離婚などにより父又は母がいない児童を養育している方に支給する手当。

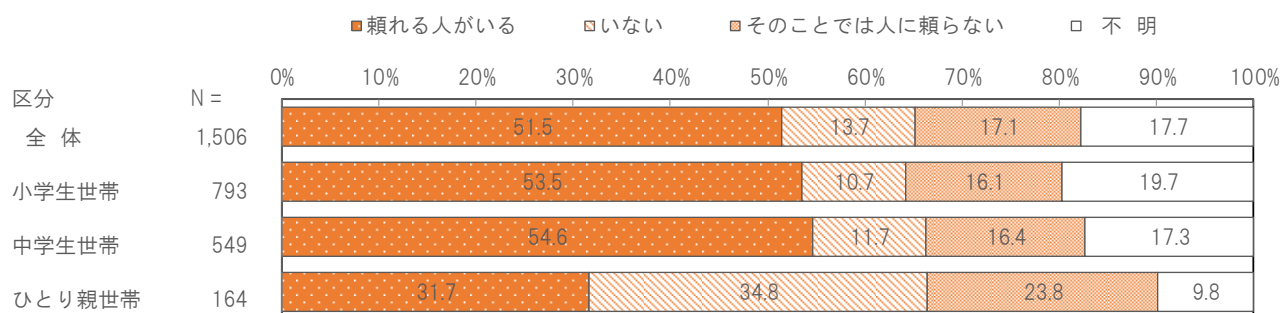
保護者に頼れる人が「いない」と答えた人の割合について、ひとり親世帯では、重要な事柄の相談は23.2%、いざというときのお金の援助34.8%と小中学校世帯より高くなっています。

【世帯区分ごとの保護者の重要な事柄の相談】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

【世帯区分ごとの保護者のいざというときのお金の援助】

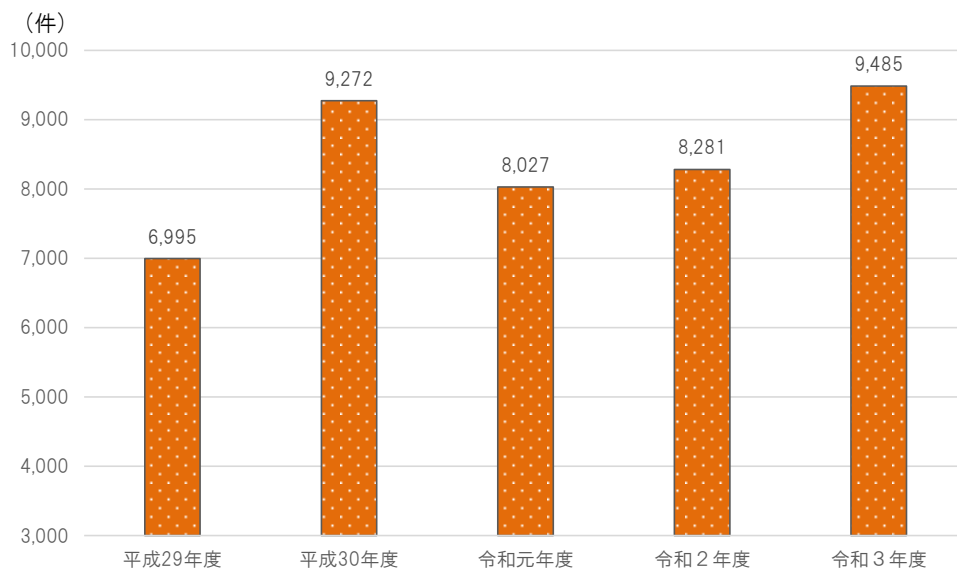


【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

5) 相談の状況と相談先

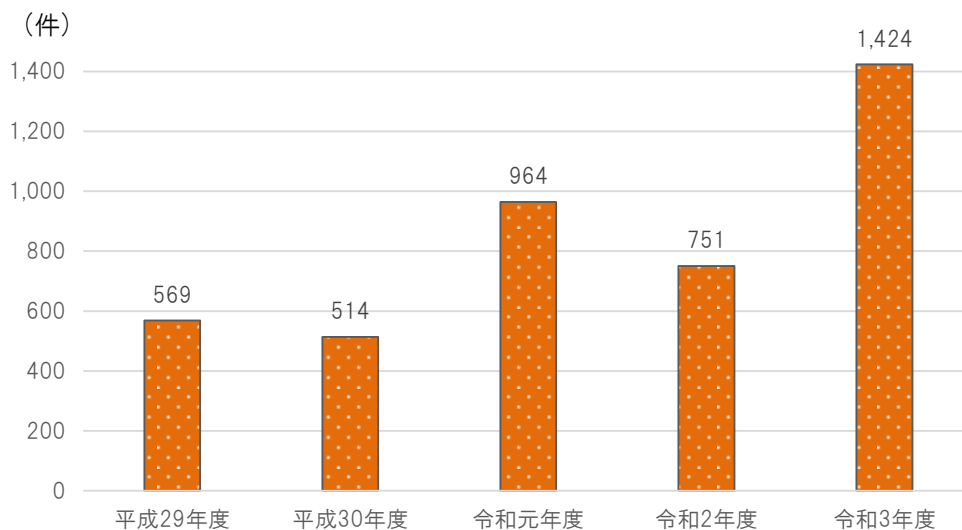
過去5年間の子ども家庭支援センターや教育相談室の相談件数は、令和3（2021）年度が最も多くなっています。

【子ども家庭支援センター相談件数】



【資料：子ども育成課】

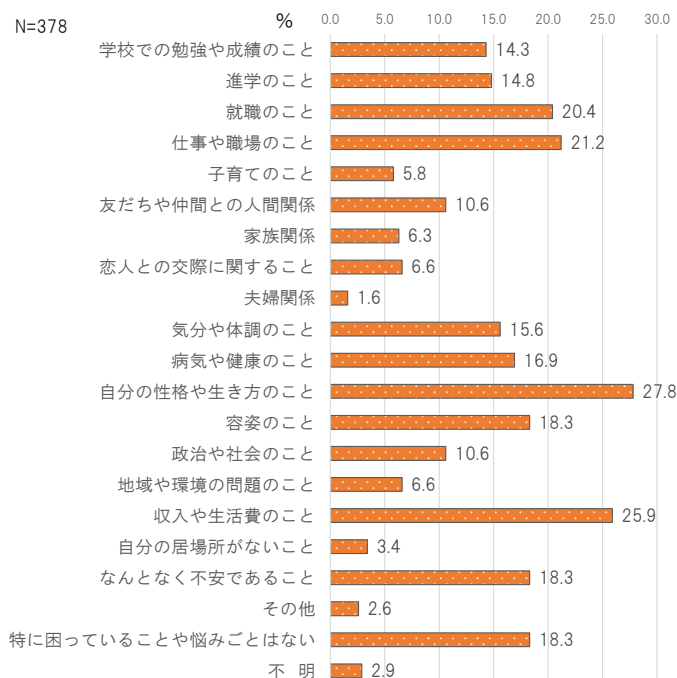
【教育相談室相談件数】



【資料：指導課】

若者の悩んでいることについては、全体で見ると「自分の性格や生き方のこと」が 27.8%、「収入や生活費のこと」が 25.9%、「仕事や職場のこと」が 21.2%と続いています。

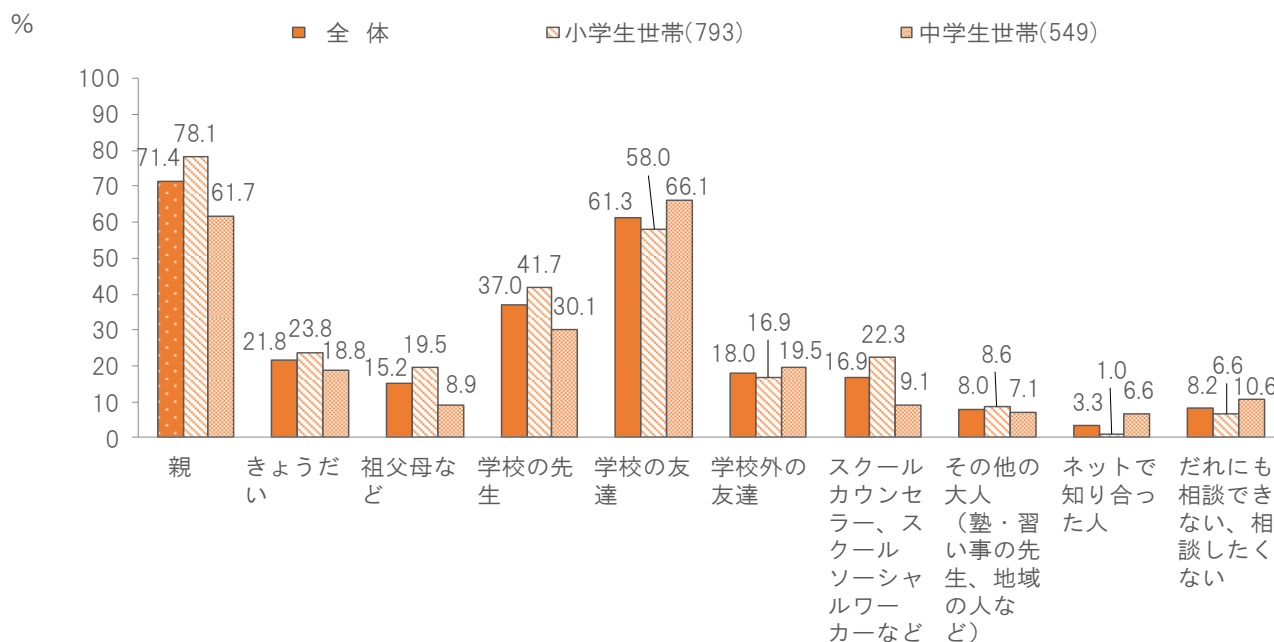
【困っていることや悩んでいること(若者)】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

中学生は親や祖父母、学校の先生、スクールカウンセラーへの相談が少なく、誰にも相談できない、しないが多い結果となっています。

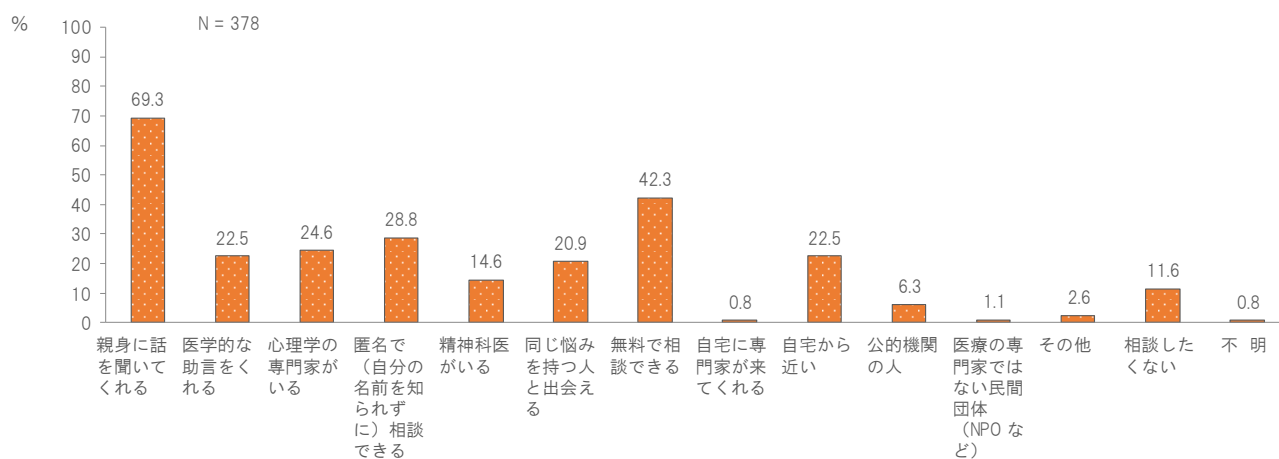
【悩みや不安があるときの相談先】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

若者にとって、困っていることや悩みごとがある時に希望する相談先として、「親身に話を聞いてくれる」が 69.3%、「無料で相談できる」が 42.3%、「匿名で（自分の名前を知られずに）相談できる」が 28.8%と続いており、困りごとや悩みごとがある時は、気軽に相談できることを望む傾向にあります。

【若者の希望する相談先】



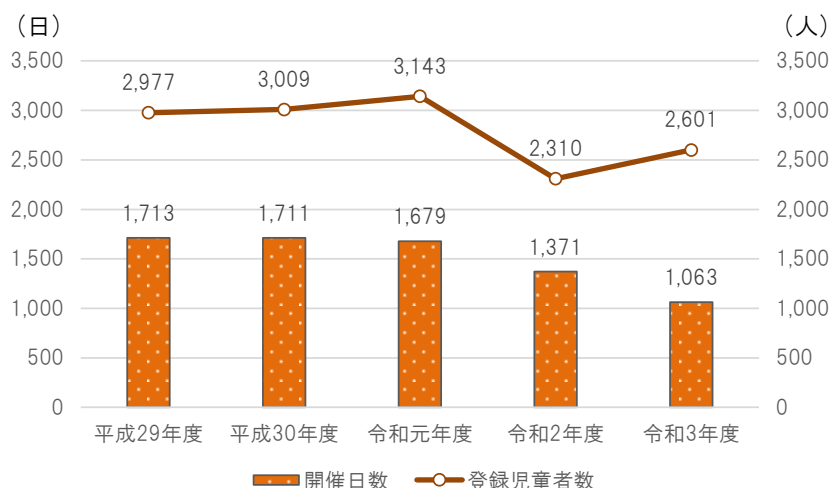
【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

(3) 子ども・若者の成長を支える環境づくり

1) 子ども・若者の居場所

放課後子ども教室は、全校で実施しています。実施状況について、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催日数、登録児童数も減少しましたが、令和3（2021）年度は、開催日数は減少したものの、登録児童数が前年比300人程度増加しています。

【放課後子ども教室実施状況】

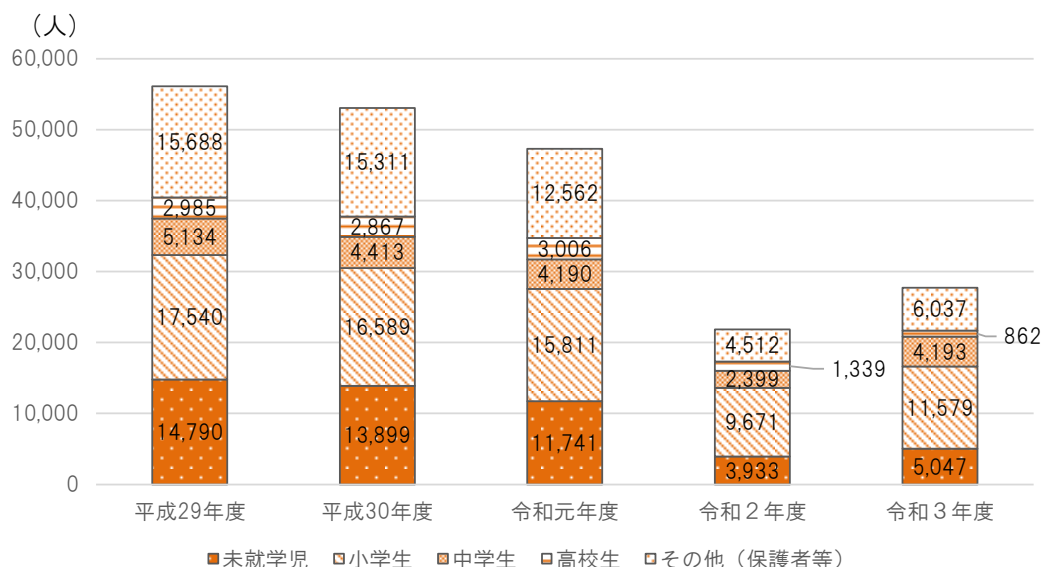


【資料：子ども育成課】

子どもや若者が過ごす場所として、児童センターや青少年交流センターがあります。

児童センターの利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2（2020）年度を境に半減しましたが、令和3（2021）年度は増加しており、特に中学生では新型コロナウイルス感染症拡大前の利用数に戻っています。

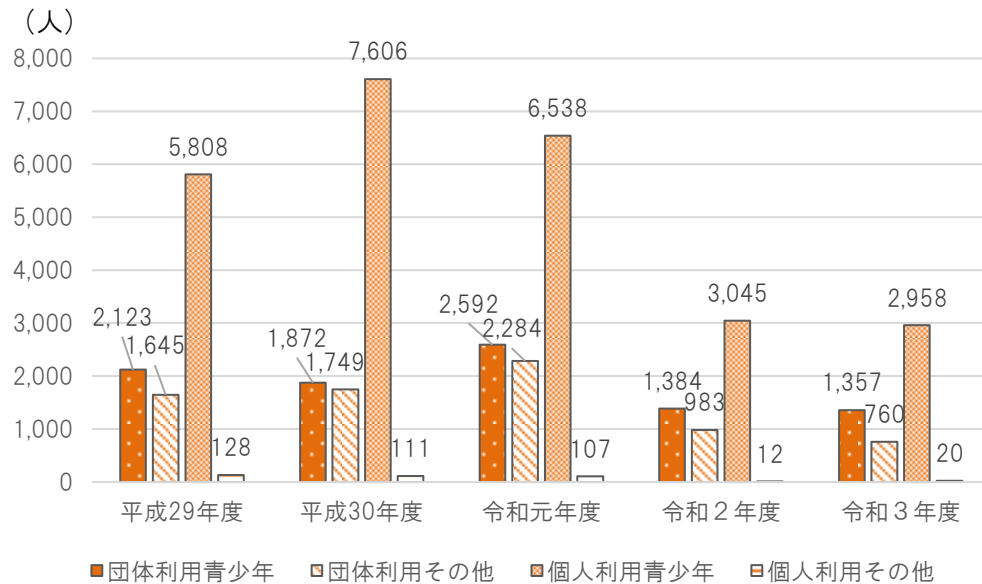
【児童センター利用状況】



【資料：子ども育成課】

青少年交流センターの利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2（2020）年度を境に半減し、減少しています。

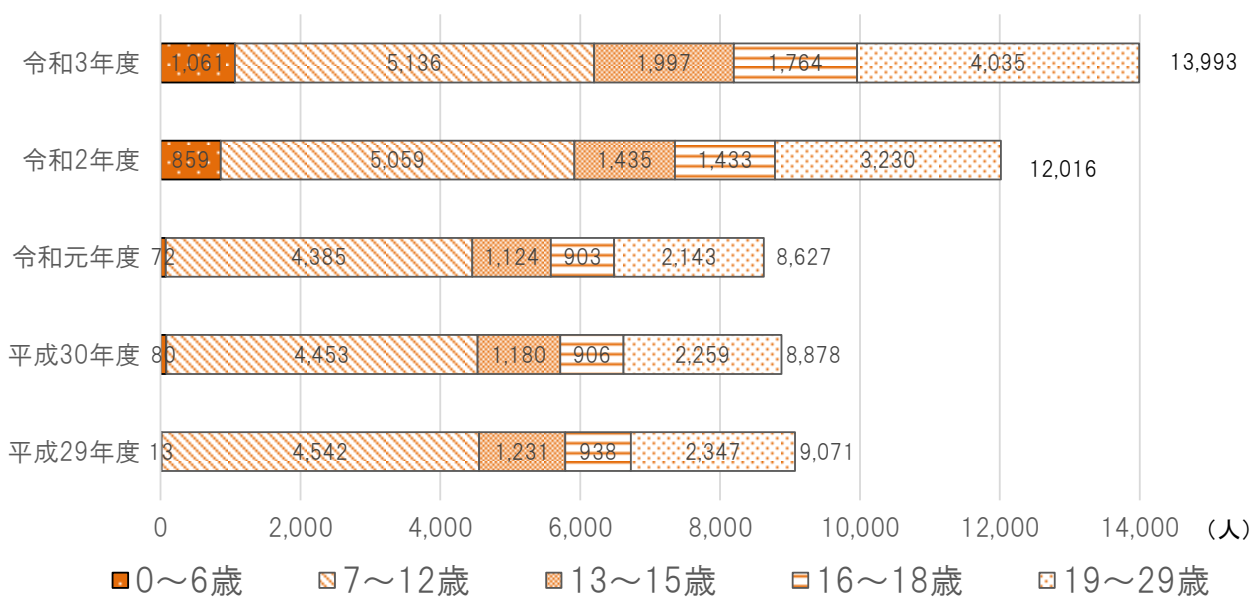
【青少年交流センターの利用状況】



【資料：子ども育成課】

市民図書館の利用状況は、令和2（2020）年度に新図書館が開館し、学習室などを新設したことなどから、登録者数が増加しました。

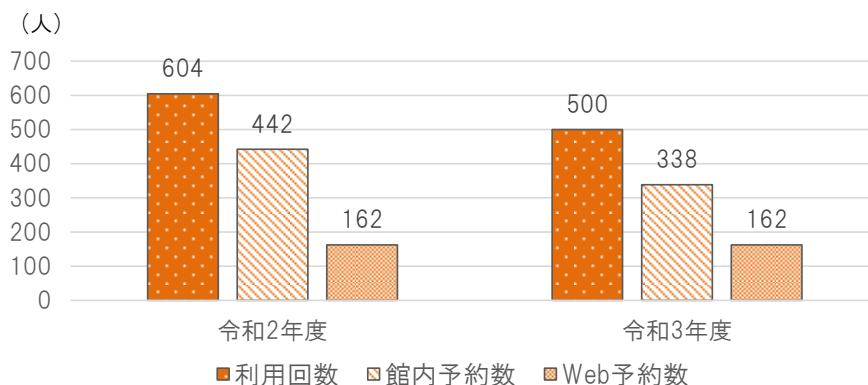
【市民図書館の利用状況】



【資料：図書館事業報告書】

子ども・若者自身が主体的に学べるようティーンズ世代に特化した図書や資料を集め、学習しやすい環境を整えたティーンズ学習室も利用されています。

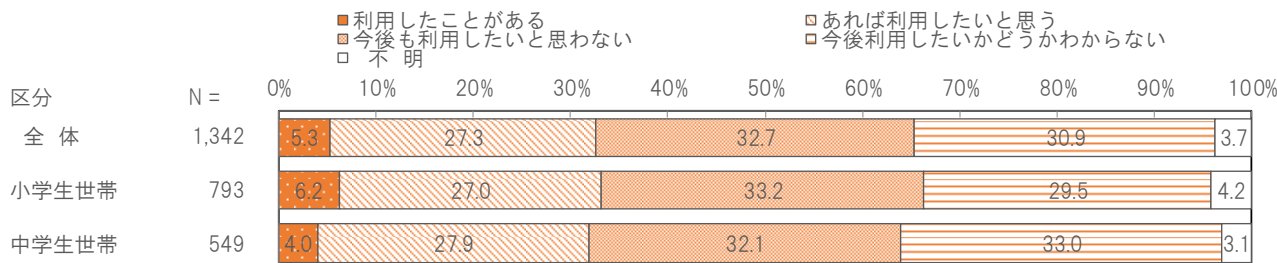
【市民図書館 ティーンズ学習室の利用状況】



【資料：図書館事業報告書】

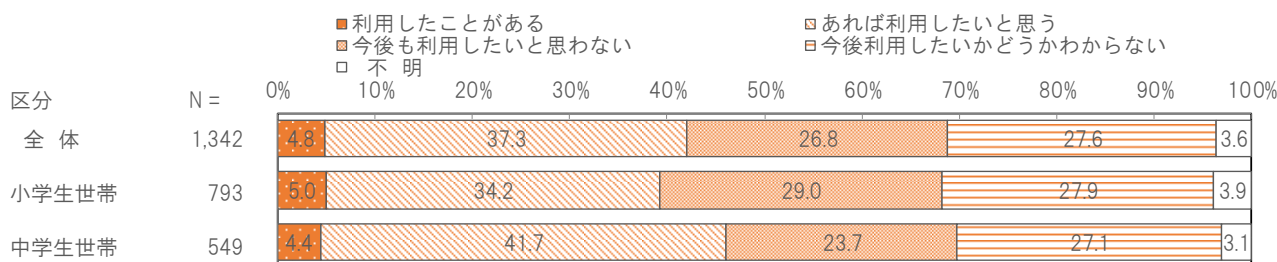
子ども食堂については「あれば利用したい」が、小学生で 27.0%、中学生で 27.9%となっています。また、勉強を無料でみてくれる場所については「あれば利用したい」は、小学生で 34.2%、中学生で 41.7%となっています。

【子ども食堂の利用状況】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

【無料学習支援の利用状況】

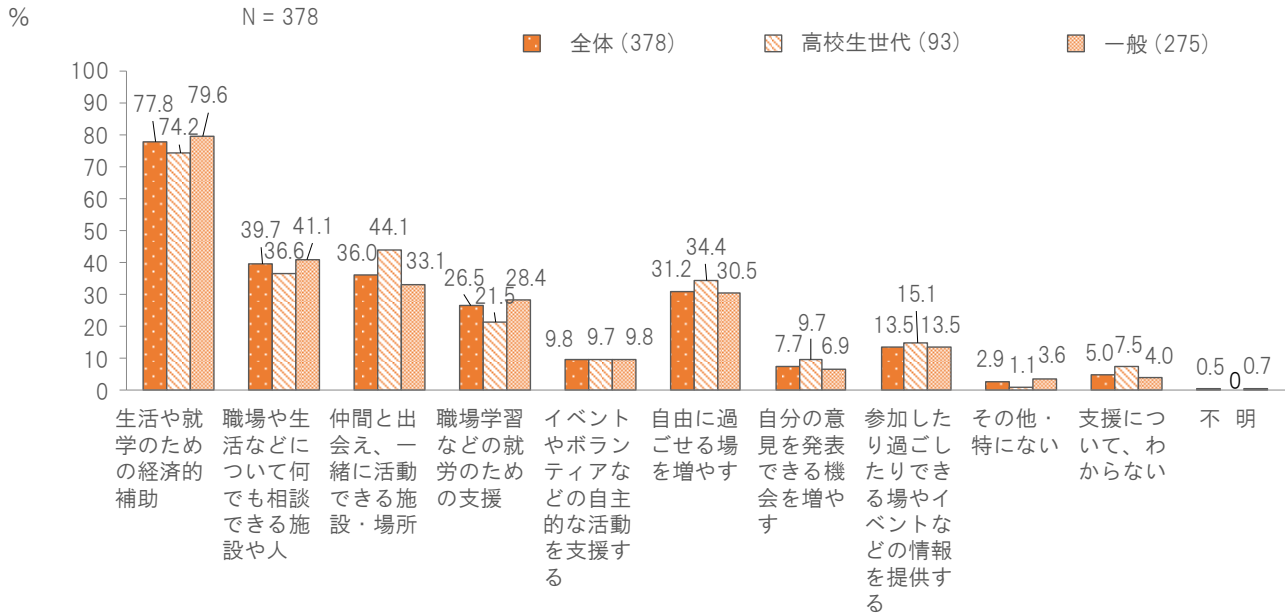


【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

2) 希望する支援

社会生活や日常生活が送れない時に希望する支援は、経済的な補助や相談できる施設や人、仲間と一緒に活動できる施設を求める傾向があります。

【若者が希望する支援】



【資料：昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査】

3 子ども・若者を取り巻く昭島市の課題

(1) 子ども・若者の希望ある社会的自立に向けた健やかな成長

社会の変化が速いこれからの時代を生きる子ども・若者が健やかに成長し、夢や希望を持って社会的に自立し、生き抜く力をつけるためには、基本的な生活習慣を身につけ、学力・体力を向上させることのほか、コミュニケーション能力や、社会の一員として社会のルールを守ること、社会形成に参画する意識を育成することが必要です。そのためには、自己肯定感^{※17}を含む互いの違いを認め合い、支え合いながら、自身の成長がよりよい社会の形成につながっていると認めることができる自己有用感^{※18}を育むことが大切です。

昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査では、柔軟で豊かな感性や国際性、ボランティア活動や社会貢献への意欲がある一方で、自分が役に立たないと感じる子ども・若者の割合が6割を超えています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、外出自粛などにより閉塞感が高まり、多様な人と直接つながる機会が減った一方で、夜ふかしやインターネットの使用時間が増えています。コロナ禍をはじめ、不安定な雇用、経済・社会情勢などから、将来への不安を感じ、将来に明るい希望が持てず、その相談先を求める傾向もみられます。

子ども・若者が自己肯定感を高め、夢や希望を持って安心して成長していくためには、家庭、学校、地域の時代のニーズに合った柔軟な教育力の充実や、成長の糧となる生活体験・自然体験の機会を増加させることにより、自己有用感を高め、人や社会とつながる力を育てる必要があります。

… 課 題 …

- ①基本的な生活習慣を大切にし、健康を維持して体力をつけ、健やかに成長すること。
- ②人と関わる機会を多く持ち、コミュニケーション能力をつけ、豊かな人間関係を作ること。
- ③一人一人の違いを認め合い、支え合うこと。
- ④社会のルールを身につけ、様々な危険から身を守り、安全で安心した生活が送れること。
- ⑤自己肯定感を高めること。
- ⑥ボランティア活動や社会貢献の機会に参加し、自己有用感を高めること。
- ⑦困ったことや悩みを抱えず、SOSを発し、相談する力をつけること。
- ⑧多様な体験活動の機会に出会えること。

※17 自己肯定感

自分の良いところも悪いところも含めて、ありのままの自分をすべて受け入れる感情。

※18 自己有用感

他人の役に立った、他人に喜んでもらえたなどと思える感情。

(2) 子ども・若者やその家庭を含めた支援

一人一人の子ども・若者が社会的に自立し、円滑に社会生活を営み、いきいきと活躍できる社会を実現するためには、すべての子ども・若者の成長及び発達を応援し、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を自身の力で乗り越えていけるよう支援していくことが必要です。

子ども・若者の困難や課題の背景には、育った家庭が抱えている問題が影響している場合や、困難に陥った子ども・若者を支える家族がともに困難に陥ってしまう場合などがあります。また、子どもの進学について、子どもと保護者の希望が違うなど、家庭状況が子どもの自立に悪影響を及ぼしている状況もみられます。特に、ひとり親家庭などでは、仕事や家事、育児を一人で担うことが多い中、安心して社会生活が送れるよう、それぞれの家庭の状況に合わせた支援が必要です。

困難な問題を抱える家庭が世代を超えて負の連鎖となることを断ち切るためには、学齢期から将来の仕事への意識を高め、学ぶ意欲を持ち、自分の将来の夢や希望を持てるよう、子ども・若者本人だけでなく、家族も含めた困難や課題を見通した支援を行っていくことが重要です。社会全体で見守る意識を持ち、支援の存在を知らない家庭に対しては、食生活など健康への配慮や家庭学習など、子どもの身近なことに関することから家庭に関わり、抱えている困難への支援につなげる視点も重要です。

子ども・若者や、その家庭が持つ困難には、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなど、多様な問題があります。昭島市では、スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）支援を全校で実施するなど、困難に合わせた支援体制を構築してきました。しかし、小学生に比べて誰にも相談しない中学生が多く存在しており、困っている子ども・若者やその家族が、気軽に相談でき、複雑化している困難に一体的・重層的に対応できる体制づくりが求められています。

… 課 題 …

- ⑨ひとり親家庭など、仕事や家事、育児を一人で担う家庭への支援
- ⑩子ども・若者の意思を大切にし、将来の夢や希望につながる支援
- ⑪子ども・若者や家庭が親身に相談できる・相談しやすい環境づくり
- ⑫複雑化している困難に一体的・重層的に対応できる体制づくり
- ⑬支援の存在を知らない子ども・若者や家庭への支援情報の提供

(3) 子ども・若者の成長を見守り支える環境づくり

子ども・若者は、様々な人との関わりの中で成長し、社会性が育まれます。家庭の孤立化が進む今、子ども・若者やその家族を社会全体で受け入れ、支えていく必要があります。

昭島市では、福祉、教育、就労など、様々な分野で支援を実施していますが、コロナ禍により、特に中高生の公共施設の利用が減少しました。一方で子ども食堂や無料で勉強を見てくれる場所（学習支援）など、子どもたちの居場所も求める傾向もみられます。

子ども・若者の抱える困難や課題には、複合的な要因や背景があることを十分理解した上で、複数の支援機関等が連携・協働して、子ども・若者やその家庭を見守り、関わり、悩みや課題をすみやかに察知し、支援できる環境が求められます。

… 課題 …

⑭子ども・若者の安心できる居場所づくり

⑮複数の支援機関などが連携・協働して支援できる環境づくり

⑯子ども・若者やその家族を地域全体で見守り支えていく意識づくり

第3章 基本理念・施策の方針・計画の体系

子ども・若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、情報化社会の急速な普及・発展、国際化の進展など目まぐるしく社会が変化する中、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑で多様な問題を抱える状況となっています。また、昨今のコロナ禍もあって、子ども・若者の不安が高まっています。こうした状況を踏まえ、本計画の基本理念及び施策の方針を以下のとおりとします。

1 基本理念

すべての子ども・若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立し、自分らしく輝ける未来とすることができるよう応援するまち昭島

2 施策の方針

基本方針1 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

すべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、自分の力で創造的に未来を切り拓いていくために夢や希望を持ってチャレンジすることを応援します。

【対応する課題】 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ (P39 第2章3 (1) 参照)

基本方針2 子ども・若者やその家族の支援

すべての子ども・若者が社会的自立に向けて、困難や課題を抱え込むことなく安心して成長していけるよう、その家族を含め、誰一人取り残さない支援をします。

【対応する課題】 ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ (P40 第2章3 (2) 参照)

基本方針3 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備と担い手の支援

子ども・若者やその家族を地域全体で見守り支える意識づくりを推進する中で、地域における多様な担い手を支援するとともに、各支援機関などが連携・協働して子ども・若者の成長を支えます。

【対応する課題】 ⑭ ⑮ ⑯ (P41 第2章3 (3) 参照)

基本方針4 子どもの貧困対策

貧困状態にある子どもに気づき、教育、生活、保護者の就労、経済的支援など必要な支援につなげるよう取り組みます。

【対応する課題】 ⑨ ⑩ ⑪ (P40 第2章 3 (2) 参照)

3 計画の体系

基本理念

すべての子ども・若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立し、
自分らしく輝ける未来とすることができるよう応援するまち昭島

基本方針

1. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

施策の方向

- 1-1 多様な体験・交流活動の推進
- 1-2 情報・消費環境などへの対応力の向上
- 1-3 非行防止活動などの推進
- 1-4 社会参加、参画機会の充実
- 1-5 やりがいを持って働く力の育成
- 1-6 国際理解・情報教育の推進

2. 子ども・若者やその家族の支援

- 2-1 適切な支援につなぐ相談機能の強化
- 2-2 教育と生活の支援
- 2-3 児童虐待やいじめの防止とひきこもりや不登校への対応
- 2-4 障害や外国籍など、配慮を必要とする子ども・若者への支援
- 2-5 親育ちの応援と悩みや困難を抱える家庭への支援
- 2-6 ひとり親家庭への支援

3. 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備と担い手の支援

- 3-1 居場所づくりと地域連携の推進
- 3-2 地域社会における関係機関の連携強化
- 3-3 安全・安心な環境の整備
- 3-4 地域における多様な担い手の育成と支援

4. 子どもの貧困対策

- 4-1 教育の支援
- 4-2 生活の支援
- 4-3 保護者に対する就労支援
- 4-4 経済的支援

第4章 施策の展開

基本方針1. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

1-1 多様な体験・交流活動の推進

子ども・若者が健やかに成長し、創造的な未来を切り拓いていくことができるよう、多様な体験・交流活動を通して、達成感や自己有用感を得ながら自己肯定感を育み、自ら学び行動する力の向上につながる取組を実施します。また、急激に変化する社会の中で、その一員としての自立心を持ち、多様な人々と協働して、社会に参画できる力の育成を支援します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
1-1-1 (3-1-6)	学習室における学習環境の提供 市立会館や市民図書館の学習室において、個人学習やグループ学習ができる環境を提供します。	社会教育課 アキシマエンス管理課
1-1-2 (3-1-7)	市民図書館施設の充実 誰にでもやさしい施設・設備や幅広い資料収集による蔵書の充実に努めるとともに、ティーンズコーナーにおいては、中学高校生の調べ学習などができる環境を提供します。	アキシマエンス管理課
1-1-3	中学高校生の読書フォーラム 中学高校生による企画実行委員会により、読書の大切さ、楽しさを考えることを目的とした読書フォーラムを実施します。	アキシマエンス管理課
1-1-4	小学生国内交流事業の実施 子どもたちが他の都市の子どもたちと交歓、交流し、ふれあいを深めると共に社会性豊かな人間性を育むことを目的に実施します。	子ども育成課
1-1-5 (3-4-1)	青少年とともにあゆむ地区委員会の支援 様々なイベントを通して、青少年と大人が地域の中で交流し、協力し連帯する心を学ぶ機会となる青少年とともにあゆむ地区委員会の活動を支援します。	子ども育成課
1-1-6 (1-4-2・3-4-5)	青少年リーダー育成事業の推進 小中学生を対象としたリーダー講習会において、団体活動や野外活動の基本的な知識や技術を習得する中で地域リーダーの育成を図ります。また、リーダー講習会を受講した中高生を中心に構成するリーダーズクラブの諸活動を支援します。	子ども育成課
1-1-7 (3-1-1)	児童センターなどにおける交流の場・体験活動の提供 自由に遊び、体験することで自主性・社会性・創造性を高めることができるよう子どもたちのニーズに合わせて活用できる居場所を提供します。	子ども育成課
1-1-8	各種スポーツ教室の開催 子ども・若者の健康維持・増進を図るため、サッカー教室、ダンス教室、テニス教室などのスポーツ・レクリエーション活動を行い、健やかな成長を支援します。	スポーツ振興課

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
1-1-9	競技スポーツ大会の充実 「市民体育大会」、「新春駅伝競走大会」などの競技大会の充実を図り、スポーツを楽しむ環境づくり及びトップアスリートの育成・支援を推進します。	スポーツ振興課
1-1-10	親子ふれあいスポーツデーの開催 親子で一緒にスポーツやレクリエーションを楽しみふれあえる場づくりを推進します。	スポーツ振興課
1-1-11 (2-4-9)	障害のある人がスポーツをする機会の充実 パラリンピック正式種目であった「ボッチャ」の体験会や大会などを開催し、障害のある人となない人が交流を図る機会の充実を図ります。	スポーツ振興課
1-1-12	市民講座の開催 様々な生活や社会課題などをテーマとし、市民自らが考え学習する場として、各種セミナーを開催します。また、市内の企業・活動団体などと連携し、夏・冬・春休みの期間に子ども向け体験教室を開催し、文化・芸術に触れ、学べる機会を提供します。	市民会館・公民館
1-1-13 (2-4-10)	障害のある青年の交流講座 障害のある青年たちが健全な青年たちと共に活動し、交流を深め、共生できる社会の実現のため、交流講座の開催により多様な機会の提供と支援に努めます。	市民会館・公民館
1-1-14	小学校連合音楽会の開催 子どもたちが、音楽会での演奏を経験するとともに、他校の演奏にも触れることにより、音楽表現の喜びを味わい、音楽活動への意欲を高められるようにするために、小学校6年生による連合音楽会を開催します。	指導課
1-1-15	小学校展覧会の開催 子どもたちが、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせたり、作り出す喜びを味わったりすることにより豊かな情操を育めるようにするために、小学校展覧会を開催します。	指導課
1-1-16	中学校合唱コンクールの実施 協力してひとつのものを作り上げることの大切さを学ばせるとともに、音楽表現を通して豊かな情操を育成するために、合唱コンクールを開催します。	指導課
1-1-17	市内芸術家公募展・未来の芸術家の卵展の開催 市内在住の芸術家から公募した作品（絵画・陶芸・写真など）の展示とともに、未来の芸術家として期待される小中学生が授業で取り組んだ作品を展示します。	企画政策課

1-2 情報・消費環境などへの対応力の向上

情報化社会の進展により、多様な人々とのコミュニケーションや必要な知識・情報の収集が可能となり、子ども・若者が過ごす「場」ともなっているインターネット空間などの存在が大きくなっている一方で、有害情報の氾濫、匿名による誹謗中傷、消費者被害、性被害などの負の部分も存在します。子ども・若者自身が危険を予測し、犯罪被害を回避する力を育成するため、セーフティ教室の実施やあらゆる暴力防止の啓発などに取り組みます。

事業No. () 内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
1-2-1	消費者教育の推進 消費者被害防止に向けた啓発や、消費者被害に関する相談を行います。	生活コミュニティ課
1-2-2	情報モラル教育の推進 子どもたちが、情報化社会での行動に責任を持ち、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を安全に利用できる力を身につけるために、情報モラル教育を推進します。	指導課
1-2-3	デートDV・JKビジネスなどの防止啓発 講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）などで、若年層を対象にデートDVやJKビジネスなどの防止啓発に努めます。	女性活躍支援担当課
1-2-4	ハラスメント防止に関する広報・啓発の推進 セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメント・暴力の防止に向けて、講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）などで啓発、情報提供を進めます。	秘書課 女性活躍支援担当課
1-2-5	性暴力・ストーカー被害等暴力防止の広報・啓発 女性に対する暴力をなくす運動週間などでのキャンペーン活動を通じて、性暴力、ストーカー行為、虐待などあらゆる暴力を防止するための意識づくりを進めます。	秘書課 女性活躍支援担当課
1-2-6	セーフティ教室の実施 子どもたちが、SNSに関わる犯罪、薬物乱用など様々な危険に巻き込まれないようにするために、学校、家庭、地域が連携し、セーフティ教室を開催します。	指導課

1-3 非行防止活動などの推進

人と人とのコミュニケーションを大切にし、警察や学校、地域の様々な関係機関・団体と連携・協力しながら、子ども・若者の非行の未然防止、早期発見・早期対応につながる活動を推進します。また、薬物に関する正しい知識・情報を周知する活動を支援し、薬物乱用防止対策を推進します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
1-3-1	社会を明るくする運動 犯罪や非行の防止に努め、犯罪のない地域社会を築くため、広報・啓発活動や中学生作文コンテストなどを通して「社会を明るくする運動」を推進します。	福祉総務課
1-3-2	薬物乱用防止活動及び薬物乱用防止教室の実施 昭島市薬物乱用防止推進協議会の活動を支援し、薬物乱用防止運動を推進します。また、子どもたちに対し、薬物に対する正しい知識を与え、薬物乱用が健康や社会に及ぼす影響などを理解させるとともに、自己の生き方を考え、正しい行動選択ができるようにするために薬物乱用防止教室を実施します。	健康課 指導課
1-3-3	非行防止の啓発及び非行防止活動の支援 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の啓発を行います。また、青少年の非行を誘発しやすい大型店舗、ゲームセンター、カラオケボックスなどに対し、非行防止の協力依頼やパトロールなどを実施する市民活動を支援します。	子ども育成課
1-3-4	あいさつ運動の推進 人と人とのコミュニケーションを深め「ふれあいと思いやりのあるまちづくり」を目指し、生活の基本である「あいさつ」を家庭、学校、地域の中で広げる取組を推進します。	子ども育成課
1-3-5	青少年健全育成協力店の指定 青少年が日常的に利用する店舗において「青少年健全育成協力店」として、非行防止に配慮した営業を通して地域の青少年健全育成活動の協力を依頼します。	子ども育成課
1-3-6 (3-2-4)	青少年補導連絡会の支援 各中学校地区において児童生徒の保護育成活動を実施する青少年補導連絡会を支援します。	子ども育成課

1-4 社会参加、参画機会の充実

子ども・若者が、社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚や主体的に行動する力を身につけることができるよう、社会体験や社会参加、意見の表明、仲間との交流や協働ができる取組を推進します。

事業No. () 内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
1-4-1	夏休み体験ボランティア事業の実施 小中学生がボランティア活動を体験し、子ども達の奉仕活動や体験活動などの推進を図るため、社会福祉協議会が実施するボランティア事業を支援します。	福祉総務課（社会福祉協議会）
1-4-2 (1-1-6・3-4-5)	青少年リーダー育成事業の推進 小中学生を対象にしたリーダー講習会において、団体活動や野外活動の基本的な知識や技術の習得する中で地域リーダーの育成を図ります。また、リーダー講習会を受講した中高生を中心に構成するリーダーズクラブの諸活動を支援します。	子ども育成課
1-4-3	子どもの主張意見文コンクールの開催 「青少年とともにあゆむ都市宣言」に基づき、未来の昭島市を思い、明るく創造的な主張や意見を発表する意見文コンクールを開催します。	指導課
1-4-4	青少年善行表彰の実施 青少年の善い行いや健全育成の協力者を表彰し、より良い地域社会づくりを推進します。	子ども育成課
1-4-5	はたちのつどい～20celebration～の開催 20歳の節目を迎えた青年で設立された実行委員会が企画・運営し、祝い、交流できる場を提供します。	社会教育課
1-4-6	青少年フェスティバルの実施 青少年の自立と社会参加への契機として、青少年自らの知恵と行動力を発揮して考察、企画、参加することで地域との交流・ふれあいの場とするイベントを実施します。	子ども育成課
1-4-7	ポスターコンクール・選挙体験・出前授業の実施 明るい選挙啓発ポスターコンクールや青少年フェスティバルなどでの選挙体験、高校での出前授業を通し、小中学生や高校生の選挙への関心や主権者として選挙に臨むための意識を高めます。	選挙管理委員会事務局
1-4-8	人権パネル展の実施 人権尊重の大切さや豊かな人権感覚を身につけることを目的に取り組んでいる小学校の「人権の花」運動、小中学生による「人権標語」、小中学校の人権の取組、中学生による「人権作文コンテスト」入賞作品を展示します。	秘書課

1-5 やりがいを持って働く力の育成

子ども・若者の就労による社会的自立を目指し、職場体験やインターンシップなどにより、勤労観や職業観、社会の一員としての自覚を養い、やりがいを持って働く力を育成します。また、就労相談を充実させ、困難な状況にある若者の就労を支援します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
1-5-1	職場体験の充実及び職場体験受入れ事業所の確保・拡大 中学校2年生を対象に職場体験を実施し、働くことの意義について理解を深めさせ、勤労観・職業観を育成するとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てます。小学校についても職場体験を拡げます。また、子どもたちに幅広い選択肢の中から自分の将来の夢に近い事業所や興味のある事業所で働くことを体験させ、望ましい勤労観・職業観を育成します。そのために中学生職場体験の受入事業所の確保に努めます。	指導課
1-5-2 (2-2-2)	キャリア・パスポートの活用 子どもたちが、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするために、学年初めや学期末にキャリア・パスポート（昭島市版キャリアアルバム）を活用した指導を行います。	指導課
1-5-3	インターンシップの実施 大学生などを対象に、市の業務を体験することにより、学生の就業意識の向上及び市政に対する理解を深めます。	職員課
1-5-4	あきしま就職情報室における支援 国と市が共同運営する地域密着型のハローワーク「あきしま就職情報室」において、専門の職員が就職についての相談や紹介などの支援を行います。	産業活性課
1-5-5	ハローワーク等と連携したミニ就職面接会 ハローワークや東京しごとセンター多摩と共催したミニ就職面接会を実施するなど、企業と就職希望者のマッチングを行って就労につなげます。	産業活性課

1-6 国際理解・情報教育の推進

今後の大きな社会変化に対応する人材を育成するため、英語などによるコミュニケーション能力を培うとともに、1人1台のICTを活かした個別最適な学びと協働的な学びを実現します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
1-6-1	中学生海外交流事業の実施 オーストラリア（パース）にある学校との相互交流を通して、子どもたちの国際的視野を広げます。新型コロナウイルス感染症の影響で、直接の往来が困難な状況を踏まえ、タブレット端末等ICT機器を用いてオンラインでの交流を行います。	教育総務課 指導課
1-6-2	中学生英語スピーチコンテストの実施 英語による中学生の主張・発表の機会を通して、積極的に英語を使ったコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。	指導課
1-6-3	英語村を活用した実践的活動の充実 外国とほぼ同様の環境で英語学習を行う英語村（立川市）の施設を活用し、授業で習得した英語力を実際の場面で使うことにより、英語を学ぶ楽しさと必要性を体験させ、英語学習の意欲向上につなげます。	指導課
1-6-4	理数教育における各学校の取組の推進 理科、算数科・数学科における知識・技術を身につけ、それらを活用して、日常生活における様々な科学的現象や未知の課題を探究する学習や、自ら研究した成果を発表する取組を推進します。	指導課
1-6-5	タブレット端末活用の推進 GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用し、昭島市版「ICT活用マニュアル」に基づき、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを推進します。	指導課
1-6-6	情報活用能力の推進 タブレット端末や図書館を利用した学習を通して、子どもたちの発達段階に応じて情報活用能力の育成を図ります。	指導課
1-6-7	プログラミング教育の推進 子どもたちがプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を推進します。	指導課

基本方針2. 子ども・若者やその家族の支援

2-1 適切な支援につなぐ相談機能の強化

子ども・若者の多様な悩みに対応するため、身近で気軽に相談できる体制の充実を図り、支援に関する情報が必要とする人に届くよう周知するとともに、相談者を適切な関係機関につなげることができるよう、対応力の向上と連携強化を図ります。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
2-1-1	青少年や若者のための相談支援窓口の周知 インターネットトラブル、ひきこもり、ヤングケアラー、非行などの青少年や若者の様々な悩みに対する「若ナビα」などの相談窓口の周知に努めます。	子ども育成課
2-1-2	子どもの状況に応じた教育・発達相談と連携及び支援 18歳までの子どもに関する教育や発達の悩みなどに関する相談を臨床心理士やスクール・ソーシャル・ワーカー（ＳＳＷ）などの専門相談員が相談内容に応じて、関係機関と連携し支援します。	子ども育成課 指導課
2-1-3 (4-1-5)	教育相談室体制の充実 特別な支援の必要性や不登校などの悩みを抱える子どもたちや保護者への適切な支援に向けて、人材確保や各職員のスキルアップ、職員同士の連携を通じて、教育相談体制の充実を図ります。	指導課
2-1-4 (2-5-7・4-3-6)	自立相談支援機関（くらし・サポートセンター） における生活・就労相談 失業や経済的な理由などにより生活に困窮している人に対して、多様な課題や問題の解決に向け、関係機関と連携を図り、就労支援、就労準備支援などにより総合的かつ具体的な支援を行います。	福祉総務課
2-1-5	男女共同参画センターにおける悩みごと相談 一人一人の生き方を応援する視点に立ち、直面する困難やＤＶなど、様々な問題の相談に応じます。	女性活躍支援担当課
2-1-6	こころといのちの相談 こころの不調、悩みごとの相談に応じるとともに、生きづらさの相談やＳＮＳでの専門相談を行う関係機関の周知に努めます。	健康課
2-1-7	親と子・思春期の健康相談体制の充実 親と子の健康について、医師や保健所と連携し、気軽に相談できる体制の充実に努めます。また、思春期の心と体の問題などについて相談体制の確立に努めます。	健康課
2-1-8	子ども相談「AKISHIMA キッズナー」 学校・家族のことなどで悩みを抱える子どもの相談に応じます。	子ども育成課

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-1-9	女性・男性のためのカウンセリング	女性活躍支援担当課
	夫婦や親子の問題、DVやセクシャルハラスメント、生き方、人間関係など、暮らしの中で抱えるさまざまな悩みについて、専門のカウンセラー・相談員が応じます。	
2-1-10	ゲートキーパー初期研修	健康課
	自殺リスクのある人のSOSに気づき、適切な相談機関につなぐためのゲートキーパーの養成研修を実施します。	

2-2 教育と生活の支援

学ぶ意欲があっても、家庭の経済的な事情などで叶わない子ども・若者のための学びの機会の確保や、子ども・若者の居場所を兼ねた学びの場を提供するとともに、将来のキャリア形成を見据えた学びを支援します。家庭の様々な事情により、生活環境が整っていない子ども・若者の暮らしを地域全体で支援します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
2-2-1 (3-1-4・4-1-1・4-2-4)	子どもの学習・生活支援事業 小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。	福祉総務課
2-2-2 (1-5-2)	キャリア・パスポートの活用 子どもたちが、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするために、学年初めや学期末にキャリア・パスポート（昭島市版キャリアアルバム）を活用した指導を行います。	指導課
2-2-3 (4-1-7)	土曜日・放課後補習の実施 学校と教育委員会が連携して、土曜日や放課後などに子どもたちの学習状況に応じて補習を行い、確かな学力の定着を図ります。	指導課
2-2-4 (3-1-3)	放課後子ども教室の開催 放課後などに子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもや地域指導者との交流活動を通して心豊かな子どもの育成を図ります。	子ども育成課
2-2-5 (3-1-2・4-2-5)	子ども食堂推進事業 子どもや保護者へ食事を提供し、地域とのつながりを継続する取組を実施する民間団体の活動を支援します。	子ども育成課

2-3 児童虐待やいじめの防止とひきこもりや不登校への対応

学校内外での相談や、不登校の悩みを抱える子どもたちと保護者への支援に向けて相談体制を整備するとともに、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となっていじめの防止に向けて取り組みます。ひきこもりの状態やヤングケアラーについては、一人一人の状況に応じた適切な支援につながるよう幅広い情報の提供などに取り組みます。また、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して、児童虐待防止に取り組みます。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
2-3-1	教育支援室の指導体制と指導内容の充実 教育支援室における指導体制と指導内容を充実させ、不登校及び不登校傾向にある子どもたちの課題にきめ細かく対応するとともに、社会的自立に向けた支援を行います。	指導課
2-3-2 (4-1-3)	スクールカウンセラーの全校配置 いじめや不登校、暴力などの問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置します。	指導課
2-3-3 (4-1-4)	スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）の派遣 教育・発達総合相談にスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）を配置し、子どもたちの様々な行動や保護者のもつ課題について、関係諸機関との連携を通して、問題の解決を図ります。	指導課
2-3-4	いじめ問題対策委員会及びいじめ問題防止会議の開催 昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき設置し、昭島市の基本的ないじめ防止などのための調査や研究、効果のある対策を検討するために専門的な立場から議論を行い、昭島市のいじめ問題対策に取り組みます。また、いじめは許されないという意識啓発活動、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組、関係機関・団体との連携などについて協議し、いじめ防止に向けた取組を推進します。	指導課
2-3-5 (3-2-1)	生活困窮者支援調整会議における関係機関の連携 生活困窮者など支援が必要な方や家庭に対して、関係機関が連携して効果的かつ包括的な支援を行います。	福祉総務課
2-3-6	ひきこもりなどに関する支援 ひきこもりなどで悩んでいる当事者の方や家族、関係機関などの相談に応じ、当事者や家族の状況やニーズに基づいた支援方法を検討し、関係機関と連携して社会参加への支援に努めます。また、支援に必要な情報の提供を進めます。	福祉総務課
2-3-7	ヤングケアラーに関する支援 ヤングケアラーに関する周知を図るとともに、家族の問題を抱え、生活に支障をきたしている子ども・若者への支援に必要な情報の提供を進めます。	子ども育成課
2-3-8 (3-2-2)	要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携 被虐待、養育困難など支援が必要な児童に対して、関係機関が連携して効果的な対応を行います。	子ども育成課

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-3-9	児童虐待防止に関する周知啓発	子ども育成課
	児童虐待防止月間を中心に、児童虐待防止に向けた周知啓発を行います。	
2-3-10 (4-1-8)	合同学校相談会への協力・周知	子ども育成課
	不登校などの課題を抱え、進路に悩む小中学生や保護者などを対象に各種学校の案内をする合同学校相談会（立川市主催）の開催に協力し、参加の周知を図ります。	

2-4 障害や外国籍など、配慮を必要とする子ども・若者への支援

特別な支援を必要とする子ども・若者が地域で安心して自立した生活を送ることができ、障害の有無や国籍に関わらず、共生できる社会の実現のため、地域における相互理解を進めるとともに交流の機会を大切に、生活・教育・就労など個々の状況に応じた適切かつ効果的な支援に取り組みます。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
2-4-1	子育てサポートファイル・学校生活支援シートの活用 ライフステージの変わり目などに切れ目のない適切な支援及び必要な支援を行うため、これまでの発達の様子や支援の内容を記録し、関係機関の情報共有、連携に努めます。	子ども育成課 指導課
2-4-2	特別支援教育の推進 発達障害を含めた特別な支援を必要とする子どもをトータルな面から支援し、一人一人の教育ニーズを把握してもてる力を高め、生活や学習の困難の改善や克服につながる取組を進めます。	指導課
2-4-3	日本語指導の実施 外国籍の子どもたちや帰国子女に対して、日本語指導が必要な場合、日本語指導員を各学校に派遣します。	指導課
2-4-4	放課後等デイサービスの推進 学校に就学中の障害のある子どもを対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	障害福祉課
2-4-5	障害者就労支援事業 障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して継続的に働き続けられるようにするために、関係機関との連携を図り、就労面と生活面の一体的支援を提供する障害者就労支援事業を実施します。	障害福祉課
2-4-6	障害年金・手当等の支給 生活の安定を支援するための障害年金制度や児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・特殊疾病者福祉手当などの周知に努め、適切な手当の支給を行います。	障害福祉課 保険年金課 子ども子育て支援課
2-4-7	医療費の助成 自立支援医療費助成、難病医療費助成、心身障害者医療費助成など、特定の疾病や難病、重度の心身障害の治療にかかる医療費の一部を助成します。	障害福祉課
2-4-8	障害のある方・家庭への支援の充実 障害のある方が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスや通所施設などにおける創作活動や生産活動及び身体機能の向上を図る訓練などの機会の提供及び居住の場の確保支援を行います。	障害福祉課

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-4-9 (1-1-11)	障害のある人がスポーツをする機会の充実	スポーツ振興課
	パラリンピック正式種目であった「ボッチャ」の体験会や大会などを開催し、障害のある人となない人が交流を図る機会の充実を図ります。	
2-4-10 (1-1-13)	障害のある青年の交流講座	市民会館・公民館
	障害のある青年たちが健全な青年たちと共に活動し、交流を深め、共生できる社会の実現のため、交流講座の開催により多様な機会の提供と支援に努めます。	

2-5 親育ちの応援と悩みや困難を抱える家庭への支援

親が自信を持って子どもに向き合い、子どもが安心して過ごすことができるよう、家庭における親育ちを応援します。経済的な困難が子ども・若者に様々な制約や影響を与えることがないよう、子育て家庭を経済的に支援します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
2-5-1	家庭・地域等における性の尊重に関する学習機会の提供 講座・学習会の実施や広報（刊行物・ホームページ）などを通じて、家庭・地域における性教育の充実に努めます。	女性活躍支援担当課
2-5-2 (4-1-2・4-4-4)	被保護者自立促進事業 生活保護世帯の学習環境の支援として、児童・生徒が学習塾に通う費用、大学などへの進学を目指す高校3年生の大学などの受験料を支給します。	生活福祉課
2-5-3 (4-4-7)	教育費の援助 公立の小中学校に通学する子どものいる世帯で経済的な事情で教育費の支出が困難な世帯や生活保護世帯の保護者に対し、学用品費や校外活動費、給食費などの教育に係る費用の一部を補助します。	教育総務課（学務担当）
2-5-4 (4-1-6・4-4-8)	奨学金の給付・貸付 経済的理由により高等学校などへの修学が困難な方を対象に学資の一部を給付や貸し付けをします。	教育総務課（学務担当）
2-5-5 (4-4-6)	受験生チャレンジ支援貸付事業 一定の所得額以下の世帯の中学校3年生及び高校3年生の進学を支援するため、社会福祉協議会と連携し、学習塾の費用や受験料を無利子で貸し付けをします。	福祉総務課（社会福祉協議会）
2-5-6	義務教育就学児医療費助成 小中学生の児童生徒を対象に、医療費（保険診療）の自己負担分の一部を助成します。	子ども子育て支援課
2-5-7 (2-1-4・4-3-6)	自立相談支援機関（くらし・サポートセンター） における生活・就労相談 失業や経済的な理由などにより生活に困窮している人に対して、多様な課題や問題の解決に向け、関係機関と連携を図り、就労支援、就労準備支援などにより総合的かつ具体的な支援を行います。	福祉総務課
2-5-8 (4-3-4)	生活保護受給者に対する就労支援 就労阻害要因がなく、意欲がある生活保護受給者に対し、自立支援員が、就労支援プログラムによる支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施します。	生活福祉課
2-5-9 (4-3-5)	被保護者就労準備支援事業（就労支援事業） 生活保護受給者の就労を支援するための無料相談やパソコン教室、セミナーなどの開催、作業体験、ボランティア体験や就労体験の機会の提供を行います。	生活福祉課
2-5-10	児童虐待防止講演会・児童発達支援講演会の実施 子育ての中で親が抱える様々な悩みの軽減につながるよう、社会状況やニーズに応じたテーマを捉え、専門家による講演会を実施し、子どもの育ちに関わる親の応援に努めます。	子ども育成課

2-6 ひとり親家庭への支援

経済的困難が子ども・若者に様々な制約や影響を与えることがないように、ひとり親家庭を経済的に支援します。また、ひとり親が就労により生活基盤を安定させ、自立することを目指すため、経済的支援と併せた就労を支援するとともに、関係機関との支援体制の充実を図り、重層的な支援を行います。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
2-6-1	ひとり親家庭相談体制の充実 ひとり親家庭などの悩みを解消するため、母子・父子自立支援員などによる相談を実施するとともに支援体制の充実を図ります。	子ども子育て支援課 女性活躍支援担当課
2-6-2 (4-4-1)	手当の支給 ひとり親家庭などでの児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当・児童育成手当を支給します。	子ども子育て支援課
2-6-3 (4-4-2)	ひとり親家庭等の医療費の助成 ひとり親家庭などの健康を維持し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等医療費助成を実施し、医療費の一部を助成します。	子ども子育て支援課
2-6-4 (4-4-3)	母子父子福祉資金の貸付 ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、各種福祉資金の貸し付けを行います。	子ども子育て支援課
2-6-5 (4-2-2)	ひとり親家庭ホームヘルプサービス 家事、育児などの日常生活に支障があるひとり親家庭に、一定期間ホームヘルパーを派遣します。	子ども子育て支援課
2-6-6 (4-3-2)	自立支援教育訓練給付金事業 就業を目的とした教育訓練講座を受講して修了した場合に、受講料の一部を支給します。	子ども子育て支援課
2-6-7 (4-3-3)	高等職業訓練促進給付金等事業 就職に有利となる国家資格の取得をする際、生活を支援するための給付金を一定の期間支給します。	子ども子育て支援課
2-6-8 (4-3-1)	ひとり親家庭自立支援プログラム事業 就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワークなどの関係機関と連携しながら支援します。	女性活躍支援担当課
2-6-9	各種手数料などの減免・免除 児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給世帯に対し、上下水道基本料金及びごみなどの持込手数料の減免、粗大ごみ処理手数料の免除、指定収集袋の一定枚数無料交付、自転車等駐車場使用料の免除を行います。	水道部 ごみ対策課 清掃センター 子ども子育て支援課 交通対策課 障害福祉課

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-6-10	都営住宅優先入居制度や公社住宅入居支援策の情報提供	都市計画課
	都営住宅の優先入居制度や公社住宅におけるひとり親世帯支援策についての情報を提供します。	
2-6-11	児童扶養手当現況届出時における集中相談	子ども子育て支援課 女性活躍支援担当課
	児童扶養手当の現況届を提出に来庁するひとり親などの方々からの相談に応じます。	
2-6-12	養育費相談	女性活躍支援担当課
	ひとり親家庭などへ養育費についての周知を図り、専門相談先の情報提供やひとり親支援関係機関との連携による相談会の実施に努めます。	
2-6-13 (4-4-5)	生活保護世帯に対する健全育成事業	生活福祉課
	生活保護受給世帯の小中学生に夏季健全育成費、学童服などの購入費、修学旅行支度金などを支給します。	
2-6-14	就労支援情報の提供	産業活性課 子ども子育て支援課 女性活躍支援担当課
	ひとり親を含む子育て中の女性などに対するきめ細かな就労支援を実施するマザーズハローワークなど、各種相談先の周知に努めます。	

基本方針3. 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備と担い手の支援

3-1 居場所づくりと地域連携の推進

子ども・若者が安全・安心に過ごし、様々な活動や体験、地域での交流ができる居場所づくりなどの取組を支援するとともに、地域全体で子ども・若者を見守り支える環境づくりを推進します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
3-1-1 (1-1-7)	児童センターなどにおける交流の場・体験活動の提供 自由に遊び、体験することで自主性・社会性・創造性を高めることができるよう子どもたちのニーズに合わせて活用できる居場所を提供します。	子ども育成課
3-1-2 (2-2-5・4-2-5)	子ども食堂推進事業 子どもや保護者へ食事を提供し、地域とのつながりを継続する取組を実施する民間団体の活動を支援します。	子ども育成課
3-1-3 (2-2-4)	放課後子ども教室の開催 放課後などに子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもや地域指導者との交流活動を通して心豊かな子どもの育成を図ります。	子ども育成課
3-1-4 (2-2-1・4-1-1・4-2-4)	子どもの学習・生活支援事業 小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。	福祉総務課
3-1-5	生きづらさを支えるグループ支援事業 39歳までの生きづらさを抱えた方に対する重層的な支援体制として、専門的なグループ支援事業を実施します。	健康課
3-1-6 (1-1-1)	学習室における学習環境の提供 市立会館や市民図書館の学習室において、個人学習やグループ学習ができる環境を提供します。	社会教育課 アキシマエンス管理課
3-1-7 (1-1-2)	市民図書館施設の充実 誰にでもやさしい施設・設備や幅広い資料収集による蔵書の充実に努めるとともに、ティーンズコーナーにおいては、中学高校生の調べ学習などができる環境を提供します。	アキシマエンス管理課
3-1-8	公園、児童遊園などの整備の充実 都市公園、児童遊園、子どもの広場などの整備・充実、健全で安全な遊び場の提供を継続します。また、老朽化した施設の修繕や建替えについて検討し、遊具などの安全点検を強化します。	子ども育成課 管理課
3-1-9	市民総合交流拠点施設整備による居場所や交流の場の提供 図書館分館や貸室など多様な機能と学習コーナー、キッズコーナー、ラウンジなどのフリースペースを設ける市民総合交流拠点施設を整備し、居場所や多世代の交流の場を提供します。	市民総合交流拠点施設建設担当

3-2 地域社会における関係機関の連携強化

社会全体、地域全体で子ども・若者を育てる機運を高め、困難を抱える子ども・若者を重層的・効果的に支援するため、ネットワークの構築に努めるとともに、子ども・若者の現状や対応すべき課題、関係機関や支援者の持つ専門性や強みを共有し、連携を強化します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
3-2-1 (2-3-5)	生活困窮者支援調整会議における関係機関の連携 生活困窮者など支援が必要な方や家庭に対して、関係機関が連携して効果的かつ包括的な支援を行います。	福祉総務課
3-2-2 (2-3-8)	要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携 被虐待、養育困難など支援が必要な児童に対して、関係機関が連携して効果的な支援を行います。	子ども育成課
3-2-3	青少年問題協議会における関係機関の連携 青少年をとりまく状況などを総合的に調査審議し、青少年に関する総合的施策の基本方針及び重点活動項目に反映させるとともに、関係行政機関相互の連絡調整を円滑に図ります。	子ども育成課
3-2-4 (1-3-6)	青少年補導連絡会の支援 各中学校地区において児童生徒の保護育成活動を実施する青少年補導連絡会を支援します。	子ども育成課
3-2-5	薬物乱用防止推進協議会の活動支援 危険ドラッグや薬物乱用防止の啓発活動をする薬物乱用防止推進協議会活動の支援をします。	健康課
3-2-6	昭島市自殺対策ネットワーク会議 庁内の関連部署において、自殺対策計画の進捗状況管理や情報共有を図り、自殺対策の推進を図ります。	健康課

3-3 安全・安心な環境の整備

子ども・若者を犯罪などの被害から守り、自らの安全を守ることができるよう学校や地域と連携して、安全・安心な環境の整備に努めます。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
3-3-1	交通安全教室・セーフティ教室の実施	交通対策課 指導課
	交通事故から子どもを守るため、幼稚園、保育所、学校などで「交通安全教室」を開催します。また、子どもたちが、SNSに関わる犯罪、薬物乱用など様々な危険に巻き込まれないようにするために、学校、家庭、地域が連携し、セーフティ教室を開催します。	
3-3-2	危険箇所点検運動の推進	子ども育成課
	各小学校地区委員会が中心となり、市内の危険箇所を点検し、青少年への注意喚起のための看板設置や関係機関へ整備の要請などを行います。	
3-3-3	防犯カメラの整備	生活コミュニティ課 教育総務課（学務担当）
	犯罪の防止や予防効果を高めるとともに、犯罪及び事故発生時の事件解明などを目的として、市内周辺や小学校の通学路の上に設置した防犯カメラの整備をします。	
3-3-4	携帯メール情報サービスの配信	防災課 生活コミュニティ課
	市内で発生した災害や避難などの緊急情報を配信する「昭島市携帯メール情報サービス」を活用し、不審者や犯罪に関する情報をメール配信します。	
3-3-5	街路灯整備事業の推進	交通対策課
	街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止するとともに、市民の交通の安全確保を図るため、街路灯のLED化の推進や適切な維持管理に努めます。	
3-3-6	通学路安全連絡員・「ピーポくんの家」協力者の登録	教育総務課（学務担当）
	児童、生徒の登下校時の安全・安心を確保するため、通学区域を中心に見守るボランティア「通学路安全連絡員」や児童・生徒が緊急時に助けを求めることができる「ピーポくんの家」協力者の登録を行っています。	
3-3-7	スクールガード・リーダー等による見守り活動の実施	教育総務課（学務担当）
	通学路における子どもたちの安全確保を図り、子どもたちを犯罪から守るために、スクールガード・リーダーによる巡回指導や地域住民、保護者による見守り活動の充実を図ります。	

3-4 地域における多様な担い手の育成と支援

子ども・若者の学習や様々な体験活動が充実するよう、地域の多様な分野で活躍する人材を地域の担い手として育成し支援します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
3-4-1 (1-1-5)	青少年とともにあゆむ地区委員会の支援 様々なイベントを通して、青少年と大人が地域の中で交流し、協力し連帯する心を学ぶ機会となる青少年とともにあゆむ地区委員会の活動を支援します。	子ども育成課
3-4-2	青少年委員活動の推進 青少年教育への協力、余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者や地域活動を行う青少年委員に対する支援を行います。	子ども育成課
3-4-3	民生委員・児童委員活動への支援 地域住民の相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、地域と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。	福祉総務課
3-4-4	青少年健全育成協力者感謝状贈呈事業 青少年の指導育成、青少年をめぐる社会環境の浄化、青少年を健全に育成するための活動など、青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、特に功労のあった者に感謝状を贈呈し、青少年健全育成の一層の理解と推進を図ります。	子ども育成課
3-4-5 (1-1-6・1-4-2)	青少年リーダー育成事業の推進 小中学生を対象としたリーダー講習会において、団体活動や野外活動の基本的な知識や技術を習得する中で地域リーダーの育成を図ります。また、リーダー講習会を受講した中高生を中心に構成するリーダーズクラブの諸活動を支援します。	子ども育成課
3-4-6	図書ボランティアの育成・確保 図書館と学校が連携し、子どもの読書活動を支える市民ボランティアの育成・確保を図ります。	アキシマエンス管理課 指導課

基本方針4. 子どもの貧困対策

国民生活基礎調査によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす 18 歳未満の割合「子どもの相対的貧困率^{※19}」は、平成 30 (2018) 年時点で 13.5%でした。前回、平成 27 (2015) 年の 13.9%から大きな改善は見られず、依然として子どもの 7 人に 1 人が貧困状態にあります。

また、ひとり親世帯の貧困率は、平成 27 (2015) 年に 50.8%、平成 30 (2018) 年に 48.1%と高い水準となっています。

さらに、令和 2 (2020) 年度に内閣府が中学生世帯を対象に実施した子どもの生活実態調査によると、生活に困難を抱えると考えられる世帯は、12.9%であったのに対し、令和 3 年度に本計画策定のために実施した「昭島市子ども・若者未来対策推進計画づくりに関するアンケート調査」においては、生活に困難を抱えると考えられる中学生世帯は 9.5%となりました。

現在の暮らしをどのように感じているかについては、特にひとり親世帯で「苦しい」が 38.4%、「大変苦しい」が 16.5%と他の世帯と比較して高い結果となりました。子どもの将来の進学については、親の希望より子どもの希望が高い傾向も見られ、家庭の状況によって子どもの将来の希望が叶わないことも懸念されます。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすくなります。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切で包括的な支援を進めていく必要があります。

※19 子ども相対的貧困率

国民 1 人あたりの可処分所得（収入から税金、社会保険料を引いたもの）を高い順に並べ、その中央値の半分（貧困線）に満たない 18 歳未満の子どもの割合。

4-1 教育の支援

次世代を担う全ての子どもが、家庭の状況に関わらず、本来備えている学ぶ意欲と能力を発揮するため、質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう応援します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
4-1-1 (2-2-1・3-1-4・4-2-4)	子どもの学習・生活支援事業 小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。	福祉総務課
4-1-2 (2-5-2・4-4-4)	被保護者自立促進事業 生活保護世帯の学習環境の支援として、児童・生徒が学習塾に通う費用、大学などへの進学を目指す高校3年生の大学などの受験料を支給します。	生活福祉課
4-1-3 (2-3-2)	スクールカウンセラーの全校配置 いじめや不登校、暴力などの問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置します。	指導課
4-1-4 (2-3-3)	スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）の派遣 教育・発達総合相談にスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）を配置し、子どもたちの様々な行動や保護者のもつ課題について、関係諸機関との連携を通して、問題の解決を図ります。	指導課
4-1-5 (2-1-3)	教育相談体制の充実 特別な支援の必要性や不登校などの悩みを抱える子どもたちや保護者への適切な支援に向けて、人材確保や各職員のスキルアップ、職員同士の連携を通じて、教育相談体制の充実を図ります。	指導課
4-1-6 (2-5-4・4-4-8)	奨学金の給付・貸付 経済的理由により高等学校などへの修学が困難な方を対象に学資の一部を給付や貸し付けをします。	教育総務課（学務担当）
4-1-7 (2-2-3)	土曜日・放課後補習の実施 学校と教育委員会が連携して、土曜日や放課後などに子どもたちの学習状況に応じて補習を行い、確かな学力の定着を図ります。	指導課
4-1-8 (2-3-10)	合同学校相談会への協力・周知 不登校などの課題を抱え、進路に悩む小中学生や保護者などを対象に各種学校の案内をする合同学校相談会（立川市主催）の開催に協力し、参加の周知を図ります。	子ども育成課

4-2 生活の支援

親の妊娠・出産期からの切れ目ない支援を届けるため、相談支援や子どもや保護者の交流の場となる居場所づくりの支援、生活の安定に資する支援を実施します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
4-2-1	ショートステイ事業 保護者の疾病・出産・冠婚葬祭への参加や仕事による出張などで家庭において一時的に養育が困難な1歳6か月から小学生までのお子さんを預かります。	子ども育成課
4-2-2 (2-6-5)	ひとり親家庭ホームヘルプサービス 家事、育児などの日常生活に支障があるひとり親家庭に、一定期間ホームヘルパーを派遣します。	子ども子育て支援課
4-2-3	養育支援ヘルパー 母親の産前産後又は保護者の育児不安や体調不良で家事や育児をすることが難しい時などにヘルパーを派遣して援助します。	子ども育成課
4-2-4 (2-2-1・3-1-4・4-1-1)	子どもの学習・生活支援事業 小学生から高校生までを対象に、子どもの居場所づくりの機能を兼ねた学習の場を提供し、学習支援を通じて社会性や協調性なども育みます。	福祉総務課
4-2-5 (2-2-5・3-1-2)	子ども食堂推進事業 子どもや保護者へ食事を提供し、地域とのつながりを継続する取組を実施する民間団体の活動を支援します。	子ども育成課
4-2-6	ゆりかご・あきしま面談の実施 妊娠届を提出した妊婦に対し保健師・助産師が面談を行い、経済困窮での支援が必要と判断される家庭を、必要な支援につなげます。	健康課

4-3 保護者に対する就労支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保し、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられるよう、職業の安定と生活との調和向上につながる支援を実施します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
4-3-1 (2-6-8)	ひとり親家庭自立支援プログラム事業 就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワークなどの関係機関が連携しながら支援します。	女性活躍支援担当課
4-3-2 (2-6-6)	自立支援教育訓練給付金事業 就業を目的とした教育訓練講座を受講して修了した場合に、受講料の一部を支給します。	子ども子育て支援課
4-3-3 (2-6-7)	高等職業訓練促進給付金等事業 就職に有利となる国家資格の取得をする際、生活を支援するための給付金を一定の期間支給します。	子ども子育て支援課
4-3-4 (2-5-9)	生活保護受給者に対する就労支援 就労阻害要因がなく、意欲がある生活保護受給者に対し、自立支援員が、就労支援プログラムによる支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施します。	生活福祉課
4-3-5 (2-5-8)	被保護者就労準備支援事業（就労支援事業） 生活保護受給者の就労を支援するための無料相談やパソコン教室、セミナーなどの開催、作業体験、ボランティア体験や就労体験の機会の提供を行います。	生活福祉課
4-3-6 (2-1-4・2-5-7)	自立相談支援機関（くらし・サポートセンター） における生活・就労相談 失業や経済的な理由などにより生活に困窮している人に対して、多様な課題や問題の解決に向け、関係機関と連携を図り、就労支援、就労準備支援などにより総合的かつ具体的な支援を行います。	福祉総務課

4-4 経済的支援

経済的な不安を抱えず、安心した暮らしの中で子どもたちが将来の夢や希望を持って健やかに成長していけるよう、安定した生活の支援を実施します。

事業No. ()内は再掲事業No.	事業名 事業内容	担当課
4-4-1 (2-6-2)	手当の支給 ひとり親家庭などでの児童を育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当・児童育成手当を支給します。	子ども子育て支援課
4-4-2 (2-6-3)	ひとり親家庭等の医療費の助成 ひとり親家庭などの健康を維持し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等医療費助成を実施し、医療費の一部を助成します。	子ども子育て支援課
4-4-3 (2-6-4)	母子父子福祉資金の貸付 ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、各種福祉資金の貸し付けを行います。	子ども子育て支援課
4-4-4 (2-5-2・4-1-2)	被保護者自立促進事業 生活保護世帯の学習環境の支援として、児童・生徒が学習塾に通う費用、大学などへの進学を目指す高校3年生の大学などの受験料を支給します。	生活福祉課
4-4-5 (2-6-13)	生活保護世帯に対する健全育成事業 生活保護受給世帯の小中学生に、夏季健全育成費、学童服などの購入費、修学旅行支度金などを支給します。	生活福祉課
4-4-6 (2-5-5)	受験生チャレンジ支援貸付事業 一定の所得額以下の世帯の中学校3年生及び高校3年生の進学を支援するため、社会福祉協議会と連携し、学習塾の費用や受験料を無利子で貸し付けをします。	福祉総務課（社会福祉協議会）
4-4-7 (2-5-3)	教育費の援助 公立の小中学校に通学する子どものいる世帯で経済的な事情で教育費の支出が困難な世帯や生活保護世帯の保護者に対し、学用品費や校外活動費、給食費などの教育に係る費用の一部を補助します。	教育総務課（学務担当）
4-4-8 (2-5-4・4-1-6)	奨学金の給付・貸付 経済的理由により高等学校などへの修学が困難な方を対象に学資の一部を給付や貸し付けをします。	教育総務課（学務担当）

第5章 計画の推進体制

1 切れ目のない支援体制の構築

子ども・若者の成長過程において、福祉や教育などの制度を利用する中、制度間の移行が生じる、また、複数の制度を利用する場合において、困難を抱え、支援を必要とする子ども・若者が社会的に自立できるよう、切れ目ない支援の体制を構築します。

2 多分野にわたる施策や関係機関に関する的確な情報共有

子ども・若者の成長に関わる施策や関係機関は多分野にわたるため、支援を必要とする子ども・若者やその家庭が相談したい場合、相談先がわからずに相談できず、不安を抱えたままである可能性があります。ウェブサイトなどの活用を進め、個々の施策や機関について周知を図り、必要な人に必要な情報、施策、相談機関へ的確に行きつけるような体制づくりや対応を図ります。

3 推進体制

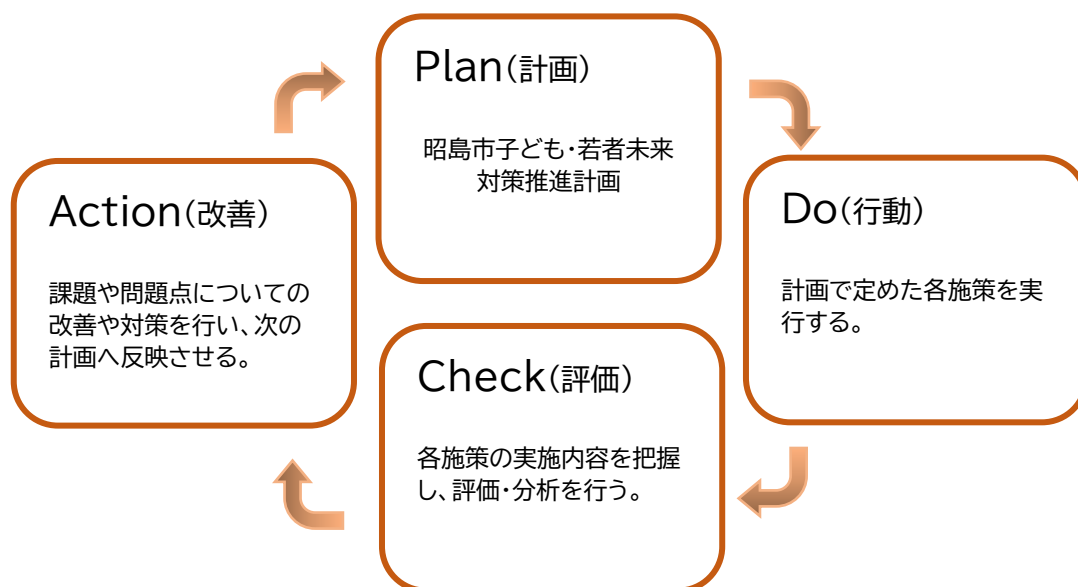
本計画で位置づけた施策は、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、青少年健全育成など多くの分野に関わります。これまで実施してきた施策をより多くの対象者に届け、効果的に推進するため、国や東京都を含めた、すべての関係機関が様々な分野で取り組んでいる施策や事業を、これまで以上に連携・協力・協働していきます。

4 進捗評価

計画策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づいて、本計画を着実に推進していきます。

各施策の関係各課で構成する「昭島市子ども・若者未来対策推進計画庁内検討委員会」において毎年の施策の実施状況を点検し、市民団体、学識経験者などで構成する「昭島市青少年問題協議会」へ報告し、協議した結果を市のホームページなどにより公表します。

また、計画改定時には、改定における基礎資料として、子ども・若者世代の実態を把握するためにアンケート調査を実施し、着実な計画の推進に努めていきます。



昭島市子ども・若者未来対策推進計画
(令和5年度～令和9年度)

作成日：令和5年 月

担当課：昭島市子ども家庭部子ども育成課

〒196-0012

昭島市つつじが丘三丁目3番15号

TEL 042-519-5715
